

各務原市学校適正規模・適正配置等に 関する基本計画（案）

令和●年●月●日

目 次

I. 計画の策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨	1
2. 計画策定に向けた背景	1
3. 本策定委員会の議論の取組方について	1
II. 各務原市の学校規模の現状について	2
1. 各務原市的人口推移について	2
2. 各務原市の中学校の現状	4
III. 学校の適正規模・適正配置について	5
1. 適正規模について	5
2. 適正配置について	6
3. 規模の適正化、学校の適正配置に当たって配慮すべき事項について	7
IV. 小規模校の良さを活かす方策、課題を緩和する方策	8
1. 適正配置についての基本的な考え方	8
2. 小規模校を維持していくための方策等について	9
3. 地域参加による学校づくりについて	12
V. 学校の適正規模・適正配置を図る手立て	14
1. 学校の規模適正化・適正配置を図る手立て	14
2. 学校の規模適正化・適正配置を進める上での留意点	15
VI. 学校の適正規模・適正配置を図る手立ての方向性	18
VII. 学校の適正配置を円滑に進めるための取組	45
VIII. 計画のまとめについて	47
1. 学校の適正化について	47
2. 計画の見直し	47
[資料編]	48

I. 計画の策定にあたって

1. 計画策定の趣旨

全国的に少子化が進行する中、当市においても児童生徒数が減少し、全体として小中学校の小規模化が進んでおり、将来的に、教育環境への様々な課題が生じることが懸念されている。

次代を担う子どもたちが確かな学力を身に付け、豊かな人間性と健やかな体の育成といった「生きる力」を育むことができる望ましい教育環境の構築と、教育の質の充実を図ることを目的として、「各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画」を策定する。

2. 計画策定に向けた背景

市内の小中学校の児童生徒数の推移については、小学校では1982(S57)年、中学校では1987(S62)年をピークに年々減少し、現在はともにピーク時の55%以下まで減少しており、この状況は今後も続くと予想されている。

今日の子どもたちを取り巻く社会状況の変化などを考慮すると、小中学校のさらなる小規模化は、児童生徒の社会性の育成をはじめ、多様な学習活動や集団活動の展開、学校運営などに支障をきたすものと懸念されている。

こうした現状を受け入れ、将来を見据え、当市の学校教育の充実を図るため、子どもたちにとって望ましい教育環境の整備を図る観点から、市立小中学校の適正規模について検証するため、外部有識者等で構成する「各務原市学校規模適正化検討委員会」を設置して、平成31(2019)年4月に、「各務原市立小学校・中学校の適正規模に関する基本方針意見書」(以下「意見書」という)として提言を受けたところである。

小中学校の小規模化が進行する中、学校教育が果たす役割を十分に發揮するため、適正な児童生徒数や学級数を確保し、活力ある学校づくりを進めていく必要がある。

このことから、基本方針を基調に、「各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画」を定め、この取組を実践的に進めることとした。

3. 本策定委員会の議論の取り組み方について

(1) 学校規模の適正化と適正配置によって直接的に影響を受ける子どもたちの立場に立ち、子どもたちにとってより良い方向となるよう検討することが最も重要である。学校は子どもたちの教育の場であり、子どもたちが一日のうちで多くの時間を過ごす生活の場でもある。こうした、学校の役割が十分に果たされ、子どもの人権を尊重したより良い教育環境が提供されるような視点から議論する必要がある。

(2) 学校は各地域のコミュニティの核としての性格を有していることを考慮しつつ、子どもの学習の場としての機能を高めていくということを第一として考える必要がある。その上で、仮に学校を統合した場合における地域住民と学校のつながりをどう維持していくかということについて、別途議論されることが望ましい。

II. 各務原市の学校規模の現状について

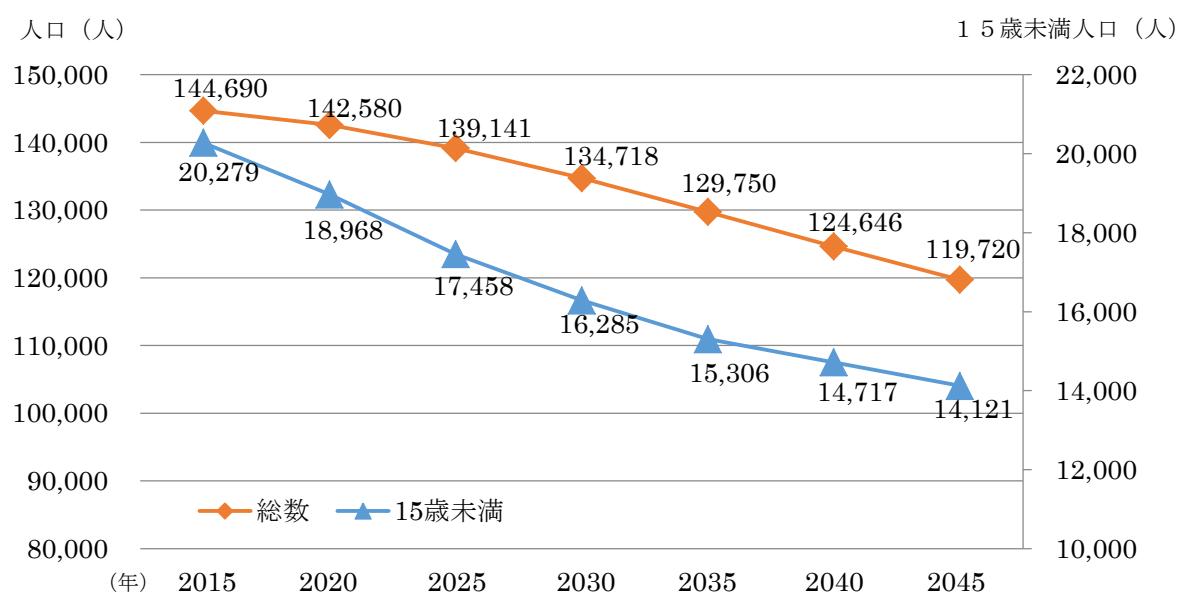
1. 各務原市の人口推移について

(1) 人口の推移

各務原市の人口は、2009(H21)年に15万人を超えたのをピークに減少を続け、2045年には約12万人を割り込むと予測されている。

15歳未満人口も、今後も減少を続け、2045年には約14,000人になると予測されている。

【各務原市の総人口と15歳未満人口の推移】



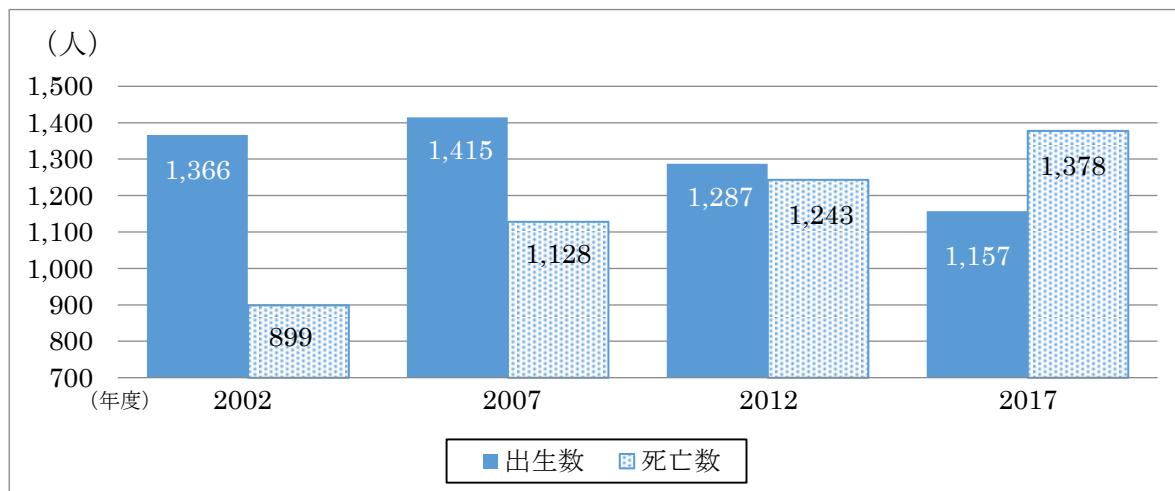
出典：国立社会保障・人口問題研究所「男女・年齢（5歳）階級別の推計」（2018(H30)年推計）
※2015年国勢調査実績値に基づいて推計しています。

(2) 少子化の背景

① 人口の自然動態

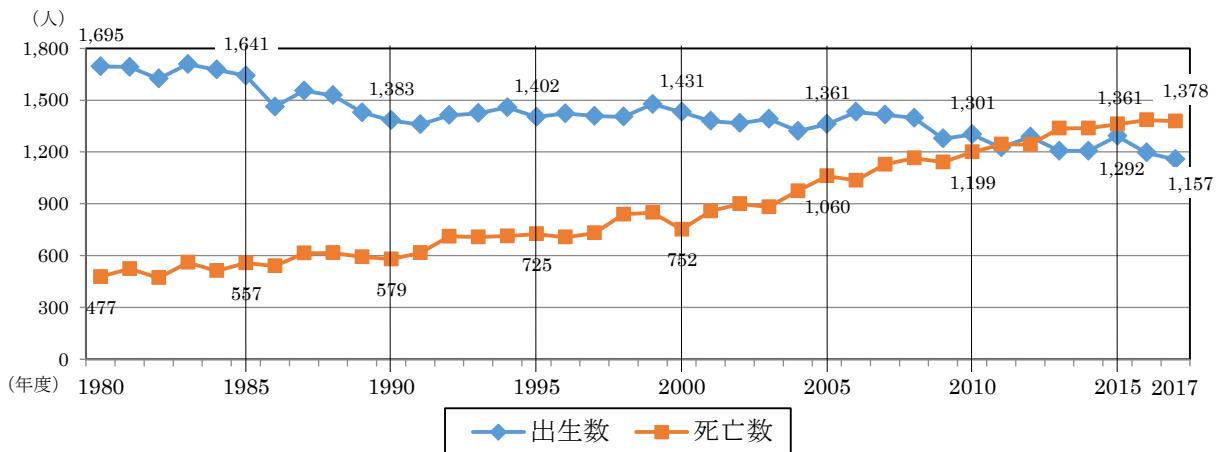
出生数は増減しながらも全体的な傾向としては減少し、死亡数は増加している。

【出生数と死亡数の推移①】



出典：統計書かかみがはら平成30年度版

【出生数と死亡数の推移②】

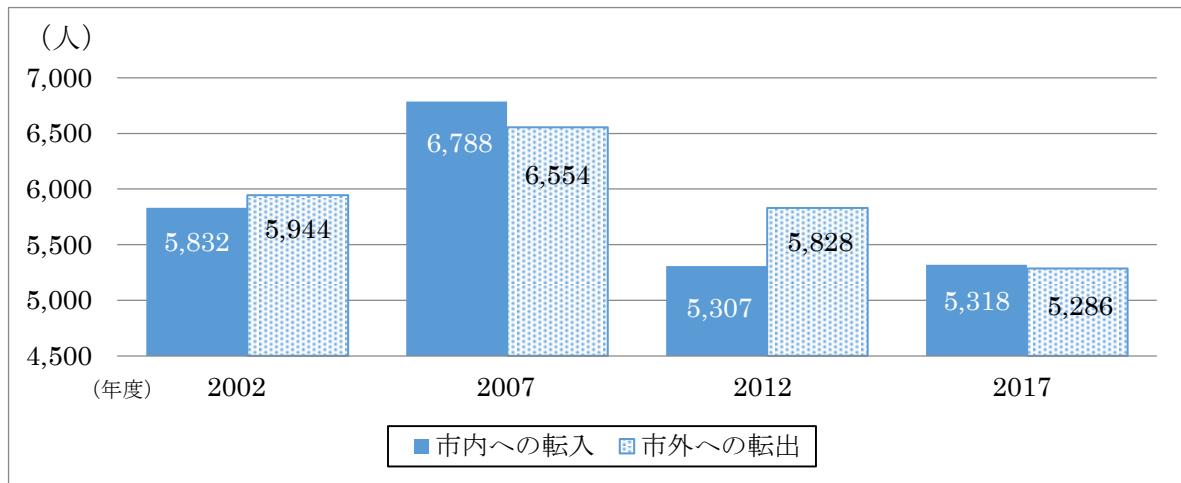


出典：統計書かみがはら平成 30 年度版

②人口の社会動態

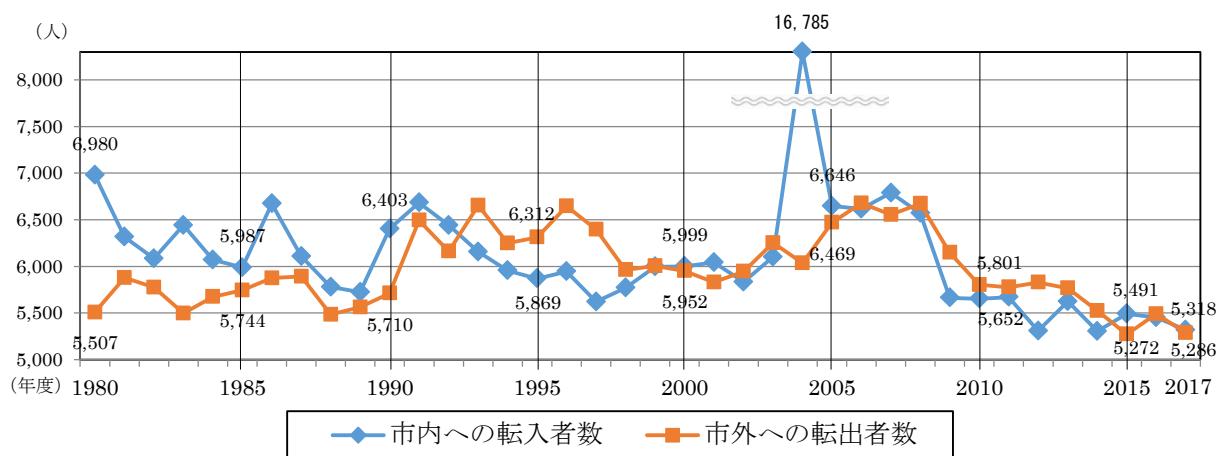
人口の社会動態では、2004（H16）年に川島町との合併により、転入が大きく増加しているが、近年は転入・転出ともに 5,500 人前後で推移している。

【市内への転入者数と市外への転出者数の推移①】



出典：統計書かみがはら平成 30 年度版

【市内への転入者数と市外への転出者数の推移②】



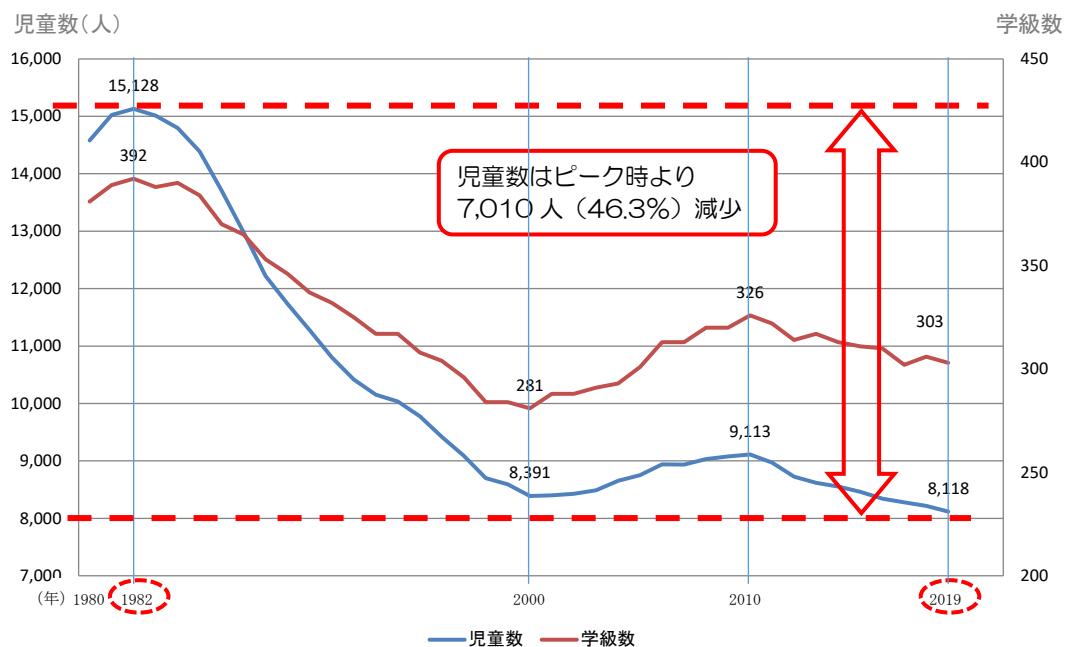
出典：統計書かみがはら平成 30 年度版

2. 各務原市の小中学校の現状

(1) 児童生徒数の推移

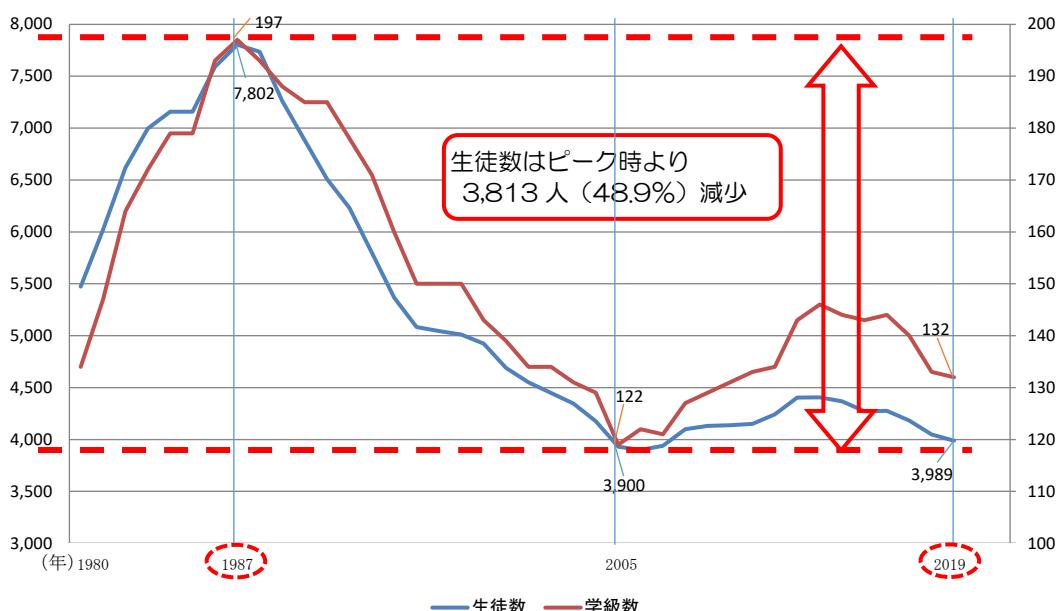
小学校の児童数及び学級数は、1982(S57)年をピークに大きく減少しており、2019(R元)年の児童数は8,118人で、ピーク時から46.3%減少している。また、今後も児童数は減少していく見込みである。

【小学校 児童数と学級数の推移】



中学校の生徒数及び学級数は、1987(S62)年をピークに大きく減少しており、2019(R元)年の生徒数は3,989人で、ピーク時から48.9%減少している。また、今後も生徒数は減少していく見込みである。

【中学校 生徒数と学級数の推移】



III. 学校の適正規模・適正配置について

教育環境の整備に当たっては、一定規模の集団で行う教育によって、学校が教育効果を發揮できるよう、意見書で提言を受けた学校規模を考慮しながら、取組を進める必要がある。

また、学校の規模適正化を進めていく上で、学校の統合や新設、校区の見直しなどによる通学条件（通学距離、通学時間、通学手段）について、児童生徒の身体的負担や安全面などに配慮しつつ、地域の実態を踏まえた適切な条件を確保できるようにする必要がある。

1. 適正規模について

(1) 適正な学校規模について

小学校については、単学級の解消を図り、クラス替えが可能な1学年複数学級の確保を考慮し、12学級（1学年2学級）から18学級（1学年3学級）を適正規模とする。集団による学習活動の活性化、豊かな人間関係の形成や授業の効果的な展開等の面で、十分な教育効果をあげるためにには、1学級20人程度の規模の児童生徒を確保することが望ましい。

中学校については、5教科（国語・社会・数学・理科・英語）に複数の教員を配置したり、全ての授業で教科担任による学習指導を行ったりするためには、少なくとも9学級以上を確保することが望ましい。

小学校 12学級（各学年2学級）～18学級（各学年3学級）

中学校 9学級（各学年3学級）～18学級（各学年6学級）

(2) 適正化すべき範囲について

① 適正化すべき範囲を定める趣旨

学校規模の適正化は、学校の統合や分離、通学区域の調整などを行うため、学習環境・通学環境などに大きな影響を与えるものであり、児童生徒の負担を考えれば、無理な適正化は進めるべきではない。適正規模を下回る状況であっても、ある程度の学校規模が確保されている状況であれば、小規模校の利点の最大化を図り、教育指導面や学校運営面の工夫や努力により、小規模化による課題の緩和を図ることも考えられるため、学校の取組や児童生徒数の動向を見守っていく必要がある。

そのため、学校の規模を適正化する方法によって、小規模化による課題を解決する必要性の高い範囲を「適正化すべき範囲」として明確にする必要がある。

② 適正化すべき小規模校の範囲

小学校については、特に複式学級となる場合には一般に教育上の課題が極めて大きいため、少なくとも1学年1学級以上(1校6学級以上)であることが必要と考える。中学校についても、全学年でクラス替えを可能としたり、学級を超えた集団編成を可能としたり、同学年に複数教員を配置するためには、少なくとも1学年2学級以上(1校6学級以上)が必要になる。また、集団による学習活動の活性化、豊かな人間関係の形成や授業の効果的な展開等の面で、十分な教育効果をあげるためにには、1学級内に4~5の小グループを形成することができる規模の学習集団が必要になる。特に音楽、体育の教育活動においては、1学級20人程度の規模の児童生徒を確保することが望ましい。

これらのことから、適正化すべき小規模校の範囲を次の通りとする。

小学校 6学級以下で児童数 120人以下

中学校 6学級以下で生徒数 120人以下

ただし、適正化すべき小規模校の範囲については、学校規模の適正化に向けた目安であり、適正化すべき小規模校に該当することで、必ず学校規模の適正化を実施するものではなく、児童生徒の学習環境、通学環境、学校運営、地域コミュニティの形成等多方面にわたって影響を及ぼすことから、様々な視点から検討するなど、一定の手順により進める必要がある。

2. 適正配置について

学校の規模適正化を進めていく上で、学校の統合や新設、校区の見直しなどが行われると、通学条件(通学距離、通学時間、通学手段)が変更されることもある。そこで通学距離や通学時間について、一定の基準を示し、学校の位置や校区を設定していく必要がある。

(1) 通学距離

通学距離(自宅から学校までの片道の距離)は、小学校ではおおむね4km以内、中学校ではおおむね6km以内を原則とする。

ただし、今後、統合等により校区を考えるに当たっては、児童生徒の学校生活における様々な活動に影響を与えないように、距離だけではなく、交通の便や、通学の安全性等を十分に考慮し、地理的な条件などへの配慮が必要であるとともに、通学距離が遠距離になるときには、通学手段などの支援策の検討が必要である。

【参考：国の通学距離の考え方】

○義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令（抜粋）

（適正な学校規模の条件）

第四条（略）

一（略）

二 通学距離が、小学校にあつてはおおむね四キロメートル以内、中学校及び義務教育学校にあつてはおおむね六キロメートル以内であること。

2及び3（略）

(2) 通学時間

他自治体の児童生徒の通学の状況を見た場合、スクールバスの導入事例や多様な交通機関の活用事例が増加しており、児童生徒の通学条件を、徒歩や自転車による通学を前提とした通学距離だけで設定することは実態にそぐわないケースが増えている。公立小・中学校の施設費の国庫負担においても、文部科学大臣が教育効果、交通の便その他の事情を考慮して適切と認める場合には、4km、6kmの範囲に収まらない統合に伴う施設整備も同様に国庫負担の対象としており、実際にはスクールバス等を活用することにより、小学校で4km、中学校で6kmの通学距離を上回る統合事例もある。

このため、適切な交通手段が確保でき、かつ遠距離通学や長時間通学によるデメリットを一定程度解消できる見通しが立つということを前提として、通学時間については、おおむね1時間以内を原則とする。

【参考：国の通学時間の考え方】

○公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引～少子化に対応した活力ある学校づくりに向けて～（平成27年1月27日文部科学省P.15～17）

（略）交通機関を利用した場合の（略）通学時間について、「おおむね1時間以内」を一応の目安とした上で、各市町村において、地域の実情や児童生徒の実態に応じて1時間以上や1時間以内に設定することの適否も含めた判断を行うことが適当であると考えられます。（以下略）

3. 規模の適正化、学校の適正配置に当たって配慮すべき事項について

(1) 地域格差の是正

児童生徒は、市内などの地域に居住していても、できる限り均等な教育を受けることができるよう、その教育環境を整えることが望まれる。したがって、学校規模、通学距離等、地域によって著しい格差が生じることがないようにする必要がある。

(2) 適切な通学区域と通学距離

適正配置等によって広範な校区になりすぎないよう学校を配置する必要がある。なお、通学における児童生徒の心身への負担の軽減や安全性の確保を図るために、やむを得ず遠距離通学となる場合には、公共交通機関の活用やスクールバスの導入等の通学手段を検討する必要がある。また、統合や通学区域の変更に伴う新たな通学路の設定にあたっては、安全上の検証を行い、必要に応じて安全対策を講じる必要がある。

(3) 学校と地域との関係への配慮

学校は文化面、防災面あるいは住民の諸活動において、地域の拠点となる施設でもある。また、学校は保護者や地域と密接な連携を保つことが不可欠であることから、各地域コミュニティと良好な関係を構築できるよう配慮する必要がある。

(4) 大規模な災害対策

大規模な災害に対する児童生徒の安全・安心の確保及び地域の防災拠点として、学校施設の災害に対する機能強化を図る必要がある。このことから統合等を行う場合は、慎重に検討する必要がある。

IV. 小規模校の良さを活かす方策、課題を緩和する方策

1. 適正配置についての基本的な考え方

学校の小規模化が、学校教育に及ぼす影響については、各学校の教育活動や児童生徒の状況、地域と学校の関係等、学校を取り巻く様々な状況との関連性を考慮しながら判断すべきものである。また、適正規模未満の学校であっても、実際に抱える課題には違いがあり、小学校の適正な規模とする12学級を下回るか否かだけでなく、12学級を下回る程度に応じて、具体的にどのような教育上の課題があるかを考えていく必要がある。

(1) 小規模校の利点

- 児童生徒一人一人の学習状況や学習内容の定着状況を的確に把握でき、補充指導や個別指導を含めたきめ細かな指導が行いやすくなる。
- 意見や感想を発表できる機会が多くなるとともに、様々な活動において、一人一人がリーダーを務める機会が多くなる。
- 異年齢の学習活動を組みやすく、体験的な学習や校外学習を機動的に行うことができる。
- 教材・教具などを一人一人に行き渡らせやすくなる。
- 郷土の教育資源を最大限に活かした教育活動を展開しやすくなる。

(2) 小規模校の課題

① 社会性・規範意識を育成する面での課題

- 1つの学年が1学級の場合は、クラス替えができないため、学級のルールや児童生徒の中の価値観が固定化されがちであり、多様なものの見方、考え方を学んだり、そこから児童生徒自らが新しいルールや人間関係を作り上げようとする機会が少なくなる。
- 友人同士やクラス間で競争する場面など、切磋琢磨する機会が少ないため、競争心や向上心が育ちにくくなる。

② 学習指導面での課題

- 体育の授業での球技や音楽の授業での合唱・合奏など一定規模の集団を前提とした活動が難しくなる。
- 小学校のクラブ活動、中学校での部活動は設置数が少なく、児童生徒に十分な選択肢を用意することが難しくなる。
- 話し合いで学習を行う場合に、少人数のため多様な発言を引き出しにくく、学習内容を深めたり広げたりすることが難しくなる。
- 教員数が少ないため、教員の専門性を活かした教育を受けられない可能性があります。

③ 学校運営・教員配置の面での課題

- 教職員一人当たりの校務負担や行事に関わる負担が重くなる。
- 教員同士が切磋琢磨する環境を作りにくく、指導技術の相互伝達がなされにくくなる。
- 経験年数、専門性等バランスのとれた教職員配置が困難となる。
- 教員個人の力量への依存度が高まり、教育活動が人事異動に左右されたり、教員数が毎年変動することにより、学校経営が不安定になったりする可能性がある。

2. 小規模校を維持していくための方策等について

(1) 小規模校のメリット最大化策

① 少人数を活かした指導の充実

小規模であることのメリットを最大限に活かし、児童生徒への教育を充実させる方策として、以下のような取組を行うことが考えられる。

- 個別指導や補習の継続的な実施、学習内容の定着のための十分な時間の確保、修業年限全体を通じた繰り返し指導の徹底などの総合的な実施。
- 少人数であることを活かすことにより効果を高めることができ期待できる教育活動（例：外国語の発音や発表の指導、プレゼンテーション指導、音楽・美術・図画工作・体育等の実技指導）における、きめ細かな指導や繰り返し指導の徹底。
- ICT（例：電子黒板、実物投影機、児童生徒用PC、デジタル教材等）の効果的に活用による、一定レベルの基礎学力を全ての児童生徒に保障。
- 総合的な学習の時間において個に応じた学習課題を設定し、複数年にわたる徹底的な追究。
- 各教科や総合的な学習の時間、特別活動等における、踏み込んだ意見交換。
- 児童・生徒会活動や各種の班活動等を通じた、意図的な全ての児童生徒の全ての役職の経験。
- 隣接学年に留まらない、学校全体での異年齢活動や協働学習の年間を通じた計画的な実施。
- 校外学習も含めた様々な体験の機会の積極的な導入。

② 特色あるカリキュラム編成等

- 教育課程特例校制度（許可を受けた特定の学校について、子どもたちの教育の充実を図ため、全国一律の規制とは異なる特色ある教育を実施するもの。）なども必要に応じて活用しつつ、校区の豊かな自然・文化・伝統・産業資源等を最大限に活かし、地域のニーズを踏まえた体験的・問題解決的な活動を積極的に取り入れた特別なカリキュラムを編成することも考えられる。その際、地域の高等学校との連携強化を図り、小・中・高を通じた特色化を図ることは地域の魅力づくりにおいても大きな意義を持つものと考えられる。
- また、県教育委員会、地域の大学等と連携し、さまざまな関係団体等の研究の蓄積も踏まえて、少人数学級の特性を活かした独自のカリキュラム・指導方法を開発し、各種研修等を通じて展開を図っていくことも考えられる。
- さらに、地域のNPO、まちづくり団体、商工業関係団体、伝統文化の保存・継承団体などの協力を得て、教育課程外又は社会教育の枠組みの中で校外学習、体験活動などを行い、そこで得られた成果を学校教育活動に環流させるといった取組も考えられる。

(2) 小規模校のデメリット緩和策

① 社会性の涵養、多様な考えに触れる機会の確保

小規模校で不足しがちな社会性を涵養する機会や多様な意見に触れる機会を確保したり、様々な体験を積ませたりする観点から、以下のような工夫が考えられる。

- 小中一貫教育の導入による、小学校段階・中学校段階全体としての一定の集団規模の確保。
- 上級生がリーダー役となった異学年集団での協働学習や体験学習の年間を通じた計画的実施。
- TV会議システムやオンライン会議システム等のICTを活用した、他校との合同授業の継続的・計画的実施。
- 他地域の学校と学校間ネットワークを構築し、スクールバス等を活用し定期的に互いの学校を訪問して行う合同授業や合同行事。
- 幼稚園、保育所や児童館などの児童福祉施設、公民館等の社会教育施設、社会福祉施設等と小・中学校施設との複合化による、異年齢交流の機会の増加。
- 地域学校協働活動と連携しながらコミュニティ・スクール事業を推進し、学校教育活動への地域人材の効果的な参画を促進することによる、社会性を涵養する機会の確保。
- 多様な意見に触れさせるために、保護者や地域住民の参画を得て実施する、国語や総合的な学習の時間等でのパネルディスカッション等。
- 放課後や土曜日等の活用も見込んだ、学校教育と連動した社会教育プログラムや職場体験活動の年間を通じた計画的な実施。
- 発達段階に応じた集団生活や自治的活動の十分な経験（例：短期間の交換ホームステイ、1週間程度の通学合宿、寄宿舎等の宿泊施設を活用した1か月程度の教育活動等）。

② 切磋琢磨する態度、向上心を高める方策

- 一般に小規模校は同学年や学級内の児童生徒数が少ないために、切磋琢磨する環境を作りにくいという課題が指摘されている。こうした環境の下で、児童生徒に適度な競い合いの気持ちや向上心を育むためには、意図的な取組を積極的に行う必要がある。
このため、例えば、前出のような合同の教育活動を活性化させるほか、先輩が作った優れた作品等を蓄積し、積極的にモデルとして示すなどの取組が考えられる。また、全国学力・学習状況調査や全国体力運動能力・運動習慣等調査など、各種の全国調査の結果や他校の活動の映像資料等を適切な配慮の下で活用したり、PTA等とも連携して各種の検定やコンクールへの参加を積極的に推奨したりするなどして、同世代全体の水準や他校の児童生徒の頑張っている姿を意識させながら指導の展開を図るといった工夫も考えられる。
- さらに、社会見学や修学旅行などの機会を活用して、早い段階から様々な進路の選択肢を意識させ、学習意欲の向上を図るといった工夫や、他の自治体も含め別の地域の学校を「姉妹校」に指定して交流を深め、学校間での切磋琢磨により児童生徒の意欲を高める環境を作るといった工夫も考えられる。

③ 教職員体制の整備等

教職員数が少ないと伴う様々な課題に対しては、以下のような工夫が考えられる。

- 複数の学校間での兼務発令による、教科免許保有者による指導の確保。
- 複数の学校間での教科等の専門性を活かした教員の巡回指導システムの導入。
- 複数の学校間で学校事務を共同実施することによる、事務の効率化と教員が子どもと向き合う時間の増加。
- 年間の行事予定や指導計画を複数校間であらかじめ調整することによる、校内研修や長期休業中等の研修の合同実施。
- 各教科等の教育活動のうちの効果的かつ適切なものとの特定期間での集中的な実施。
- 複数の教員に一つの学級を担任されることによる、多様な観点での評価や校務の適切な分担。

④ リソースの有効活用

資源の効率的な活用を図る観点から、以下のような工夫が考えられる。

- 他の学校や公立図書館等との間で、図書の相互融通等を行うシステムの構築。
- 学校間で教材、教具等を共同利用するシステムの構築。

3. 地域参加による学校づくりについて

(1) 背景と目的

次世代を担う子どもたちには、厳しい挑戦の時代を乗り越え、高い志や意欲を持つ自立した人間として、他者と協働しながら未来を創り出し、課題を解決する力が求められている。子どもたちの生きる力は、学校だけで育めるものではなく、多様な人々と関わり、様々な経験を重ねていく中で育まれるものであり、地域社会とのつながりや信頼できる大人との多くの関わりを通して、心豊かにたくましく成長していく。地域住民や企業、NPOなど様々な専門知識・能力を持った地域人材が関わることで、将来を生き抜く子どもたちに実社会に裏打ちされた幅広い知識・能力を育成することができる。

学校づくりとして必要なこと	まちづくりとして必要なこと
<ul style="list-style-type: none">・完全学校週5日制、総合的な学習の時間を活かす、地域との密接な関わり・子どもたちの居場所、異世代間、子どもどうしのコミュニケーションの場・子どもたちの安全の確保、多様な体験などによる「生きる力」の育成	<ul style="list-style-type: none">・まちで暮らし、働く一人一人がまちの主役として、積極的に参加すること・地域の歴史や文化の息吹を守り、次代を担う子どもたちに伝えていくこと・様々な人々が交わり、参加しながら住まい、コミュニティを醸成すること

これらを実現するために、
重要な方策の一つとして

地域参加により、地域に開かれた学校を作る

学校、家庭、地域が連携協力して 子どもを育てる	学校施設を“地域のみんなの施設”として フルに活用する
<ul style="list-style-type: none">・学校、家庭、地域が一体となって、お互いにが深く関わり合いを持ちながら、子どもを見守り、育っていく学校施設と教育環境をつくる。	<ul style="list-style-type: none">・学校施設を学校教育だけの場とするのではなく、「地域のみんなの施設」として、新たな機能・役割を持たせ、活用する。

新たな機能	期待される効果
<ul style="list-style-type: none">●子どもと住民の身近な活動拠点<ul style="list-style-type: none">・地域住民のクラブ活動の拠点・コミュニティ活動の拠点・学校と住民共同のイベント等の開催	<ul style="list-style-type: none">●学校施設の有効活用<ul style="list-style-type: none">運動施設や特別教室など、専門的な施設の有効活用
<ul style="list-style-type: none">●学習・教育の拠点<ul style="list-style-type: none">・生涯学習の拠点・学校教育・学校運営への地域住民の参加	<ul style="list-style-type: none">●学校教育の多様な展開<ul style="list-style-type: none">商店や農地など、体験学習や環境学習などの場の充実、地域人材によるソフトの提供など多様な学校教育の展開
<ul style="list-style-type: none">●地域福祉と教育の連携拠点<ul style="list-style-type: none">・高齢者福祉施設との複合化・子育て支援施設との複合化	<ul style="list-style-type: none">●まちづくりへの展開<ul style="list-style-type: none">学校を舞台とする活動を通じたコミュニティの醸成、住民間の連携や地域活動の発展

地域参加による学校づくりのすすめ(文部科学省・国土交通省・厚生労働省)(2002(H14)年)

(2) 地域参加型の学校づくりで大切な視点

① 今日の教育上の諸課題への取組を考えること

子どもたちの成長過程における教育上の課題について広く考え、最もふさわしい対応を見出す視点。

社会の情報化や国際化への対応、自主性や自立性の育成、体験型の学習機会の確保など、今日の教育上の諸課題への取組を考えることが大切である。

② 地域の生涯学習の場として学校施設を解放し、あるいは複合化すること

地域の生涯学習の場として地域住民が利用しやすい形で学校施設を解放し、あるいは複合化する視点。

学校開放や複合化においては、地域住民等のニーズを把握して、住民、学校、行政の協力と役割分担のもとに、利用しやすい運営方法を作り上げていくことが大切である。

③ 地域資源を活用できるように、地域と学校の連携を考えること

学校と連動して地域の人的、物的資源を活用しつつ子どもたちの活動の場を形成していく視点。

子どもたちの教育の場を単に学校内だけに限らず、通学の行き来も含め地域固有の様々な価値ある資源を活用し、子どもたちに多様な教育の場を用意することができるよう、地域と学校との連携を考えていくことが大切である。

④ 地域住民が共に学校を利用し、子どもたちの教育を支える立場で参加すること

地域参加型の学校づくりのプロセスにおいては、行政や専門家と教職員や保護者等の学校関係者に加え、地域住民も積極的に参加するという視点。

学校づくりには、単に行政主導のもと学校関係者だけで進めるのではなく、地域住民も共に学校を利用し、子どもたちの教育を支える立場で参加することが大切である。

V. 学校規模の適正化・適正配置を図る手だて

1. 学校の規模適正化・適正配置を図る手だて

(1) 校区の変更

隣接する校区を変更することによって、隣接する双方が、それぞれに適正規模となる場合は、校区の変更により学校の規模適正化・適正配置が図られる。

(2) 通学区域の弾力的運用

学校運営や地域コミュニティに配慮しつつ、隣接学校等の通学区域の全部又は一部について、希望により小規模校への就学を認める区域とすることにより、学校規模の適正化を図る手法。

(3) 学校の統合

学校の小規模化により適正化が必要な場合に行います。対象校が小規模校又は適正規模校に隣接し、統合後も適正規模を維持できる場合に行う手法。

(4) 小中一貫教育の導入

今後、児童生徒数の増加が見込めず、学校の小規模化が解消されない場合は、小中一貫型学校等として再編することによって、学校全体としての児童生徒数や教職員数を確保し、よりよい教育環境が整えられる。

小中一貫教育は、小・中学校が目指す子ども像を共有するとともに9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指すものであり、中1ギャップが緩和される、異学年の児童生徒の交流が深まる等の効果が考えられる。

(5) 学校選択制の導入

学校運営や地域コミュニティに大きく影響しない範囲で、一定の制限を設けた上で学校選択機会の拡大を図ることにより、学校の規模適正化を図る手法。

2. 学校の規模適正化・適正配置を進める上での留意点

(1) 子どもに対する配慮

学校の規模適正化・適正配置を進めるに当たっては、児童生徒の学習環境や生活環境、教職員との関係等が大きく変化するため、新たな生活について、子どもたちに精神的な不安や動搖が生じることへの配慮が必要である。また、適正化後も、児童生徒の新たな環境への適応を継続的に支援する観点から、必要に応じて工夫を行う必要がある。

さらに、障がいのある子どもの教育環境に変化がある場合は、発達の段階や障害の状態・特性等を考慮し、実態に応じた支援について配慮する必要がある。

【参考：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引】

○学校統合前の工夫

- ① 学校行事や部活動等において統合予定校の児童生徒同士の交流を行う
- ② P T Aや子ども会活動の相互交流をする
- ③ 統合前から在籍している教員を統合後の学校にも一定数配置するとともに、統合後の学級編制や担任の決定について十分な配慮を行う
- ④ 教職員のニーズを十分に踏まえ、統合後の指導に必要な研修を実施する
- ⑤ 学習規律や生活規律等に関するルール、生徒指導の方針・基準等について統合対象校間で調整しておく
- ⑥ 児童生徒や保護者の不安や悩みを把握するアンケートを継続的に実施する

○学校統合後の工夫

- ① スクールカウンセラー等の支援を受けられる体制の整備
- ② 不安や悩みに関するアンケート調査の継続的な実施、必要に応じた家庭訪問又は面談の実施
- ③ 小規模校出身の児童生徒が活躍できるような機会の意図的な設定、学習集団のサイズをペアから始めて少しずつ多様な大きさのグループに拡大する
- ④ 児童生徒の人間関係を早期に構築させる観点から、学校教育活動全体を通じた意図的な集団編成
- ⑤ 児童生徒に関わりの深い地域人材の児童委員等への推薦

○特に、障がいのある児童生徒に対しての支援

- ① 統合先の学校がある場合は、前もって教員が保護者や本人とともに学校訪問をしておく
- ② 特に環境の変化への適応に困難のある児童生徒には、新たな学校生活への円滑な移行のための支援計画等を立てるなどの支援を行う
- ③ 統合前の担任が継続的に担任を務められるよう校内人事上の配慮を行う
- ④ 統合前後で担任が替わらざるを得ない場合には、支援計画等の受渡しのみではなく、直接の打合せの場や支援会議を設けるなど、担任間の引継ぎを綿密に行う

(2) 保護者や地域の方々の理解と協力

学校は、地域社会の将来を担う人材を育てる場であり、地域住民のコミュニティの場や防災活動の拠点などの性格を有していることから、十分に地域の意見、提言を伺い、保護者や地域住民との共通理解を図りながら進めていく必要がある。

また、地域がこれまで培ってきた歴史や文化などを踏まえながら、伝統芸能の伝承活動や地域行事と学校行事の連携などを行うことによって、地域と学校の相互協力的な関係が維持されていくよう努める必要がある。

【参考：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引】

- 統合に伴い、通学区域が拡大することや、一部の地域から学校がなくなることにより、統合後の学校と地域との関係が希薄化することが懸念されます。このため、例えば下記のような、「学校が関わる地域が広がること」をメリットとして最大限活かす取組を工夫することが考えられます。
 - ① コミュニティ・スクールや学校支援地域本部を導入する
 - ② 統合後の学校の教育活動に統合対象各地区の教育資源を積極的に活用する
 - ③ 統合前の学校の様々な資源を保存・展示するとともに、教育活動における活用を図る
 - ④ 統合対象各地区との連携担当を校務分掌に位置付ける
 - ⑤ 統合対象各地区の行事と連携した年間計画を作成する
 - ⑥ 社会教育の一環として、廃校後の校舎等を活用して、土曜日や長期休業中に地域住民の参画による体験活動・学習活動を実施する

(3) 通学環境・通学手段への配慮

通学路が変更になる場合には、不審者による犯罪や交通事故の防止等のための取組の徹底を行う必要がある。また、通学距離・時間の基準を超える場合は、児童生徒の身体的負担が過度とならないよう、通学にかかる負担軽減や保護者の経済的負担の軽減に配慮する必要がある。

【参考：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引】

- 通学路の安全確保に関する対応
 - ① 通学路の安全点検を教職員や保護者で定期的に実施し、要注意箇所の把握・周知を徹底する
 - ② 集団登下校や保護者等の同伴等、安全な登下校方策を策定・実施する
 - ③ 学校安全ボランティアの養成・配置を含め、児童生徒の登下校を地域全体で見守る体制を整備する
 - ④ 警察と連携して登下校時のパトロールを実施するほか、不審者情報等について、保護者、地域の関係団体等との間での迅速な情報共有が行われるような取組を促進する
 - ⑤ 児童生徒に危険予測回避能力を身に付けさせるための教育を充実させる(児童生徒に安全マップを作成させる、防犯教室を実施する等)

(4) 学校施設の状況

学校の統合や小中一貫型学校等の設置を検討する際には、校舎等の老朽化の状況や安全性等も勘案しながら、既存施設の有効活用のあり方や、地域との協議で示された意見、提言等をもとに、総合的な観点から検討する必要がある。

【参考：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引】

○施設整備面での充実

学校統合は教育環境の充実を第一義として行うものであることから、統合後の学校における学習内容や学習形態に応じた施設設備の充実を図ることが必要です。校舎を新增築する方法だけでなく、地域住民等にとってなじみの深い既存の校舎に、近年の教育内容・方法に適応するための改修を施すなどして、従来よりも長い期間有効活用するといった工夫も考えられます。

(5) 関係団体等との連携

学校は子どもたちの学びの場であると同時に、地域のコミュニティ活動や防災活動の中心的な役割を担っているため、関係団体等とも連携しながら取り組む必要がある。

【参考：公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引】

○地域の拠点機能の継承

地域によっては、学校は単なる教育施設ではなく、防災拠点としての役割を持っていることが多いものです。また、児童生徒の放課後・土曜日等の活動拠点や地域における文化・スポーツの活動拠点としての側面、地域のコミュニティの精神的支柱とも言うべき側面を持っていることもあります。合併前の旧市町村のつながりの象徴として学校が機能している場合もあります。

学校統合の適否の検討に当たっては、学校がこうした多様な側面も持つことを踏まえつつ、児童生徒の学習の場としての機能を高めていくという教育的な観点を第一として考え、その上で、仮に学校を統合した場合における、当該学校と地域住民とのつながりや、当該学校が持っていた多様な機能をどのように地域社会において維持・発展させていくのか等について、丁寧な議論を行っていく必要があります。

(6) 学校跡地の活用

学校の統合や小中一貫型学校の設置等により廃校となる学校跡地については、その利活用策について地域の意見・実情等を参考にしながら、全市的な行政需要を踏まえた上で、総合的に検討する必要がある。また、地域の自然環境や想定される災害等を勘案し、地域の適切な避難所として確保することも検討する必要がある。

VI. 学校規模の適正化・適正配置を図る手立ての方向性

学校の役割は、児童生徒が知識や技能を習得することだけでなく、一定の集団の中で、多様な考え方触れ、互いに認め合い、協力し合い、切磋琢磨し、社会性や規範意識なども培うことを通じて、一人一人の資質や能力を伸ばしていくことにあると考る。学校がその役割を果たすためには、一定の学校規模を確保することが大切である。

基本方針では、適正化すべき小規模校の範囲を、小・中学校ともに、学級数が6学級以下で、児童生徒数120人以下と規定している。ただし、児童生徒数の推移がその範囲を下回る状況になる時点で必ず適正化を行うものではなく、その学校の将来的な児童生徒数の傾向や、小規模校のデメリットを緩和する取組などの状況を見極めながら柔軟に対応することが望ましいと考える。

本基本計画では、各校区の将来的な児童生徒数の傾向を把握するにあたり、コーホート変化率法とコーホート要因法という2種類の一般的な人口推計の手法を用いている。なお、人口推計は、国や自治体など大きな単位で推計する場合と比べ、学校区のような小さな単位で推計する場合は、偶発的な影響を受けやすいため、精度が低くなる傾向が強い。また、今回、人口推計を行うにあたり、各校区の地域特性や地域事情等を考慮に入れていないため、一部の住宅団地のように、近い将来、住民の世代交代の過渡期を迎える校区や、あるいは調整区域の規制緩和によって、新たな人口流入が期待できる校区については、将来人口と推計値との間に大きな乖離が生じることも考えられる。また、人口推計は、将来を言い当てるものではなく、直近の人口動態の傾向が一定続くと仮定して、将来に向かって拡大投影したものである。これらを踏まえて、特に小規模化が進むと推計される学校区をはじめ市内の小中学校で、将来を待たず、保護者や地域の意向を踏まえて、地域との協働関係を生かした魅力ある学校づくりや少人数を生かした指導の充実などに取り組んでいくことが大切であると考える。

本基本計画では、各小・中学校の状況を個別に分析し、その方向性について次の通りとする。

※コーホート法による人口推計とは

コーホートとは、ある年(期間)に生まれた集団のことをいい、コーホート法とは、その集団のある期間の人口変化を観察することで将来人口を推計する方法である。例えば、ある年の20~24歳人口は5年後には25~29歳に達するが、その間の実際の人口変化を分析し、これから導き出された傾向を基準となる20~24歳人口に当てはめて計算することで、5年後の25~29歳人口が推計される。

コーホート法による人口推計の主な方法としては「変化率法」と「要因法」がある。

項目	内容
コーホート 変化率法	<p>各コーホート(ある年(期間)に生まれた集団のこと)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。</p> <p>人口変動の要因は考慮せず、一定期間における各コーホートの変化率そのものが対象地域の年齢別人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を推計する方法である。つまり「過去5年間の人口動態が今後も続いたら〇年後はこうなります」という考え方である。</p> <p>この手法は、基準年の年齢別人口と、比較対象となる過去の時点の年齢別人口があれば推計が可能なため、コーホート要因法より簡便な推計手法である。</p>
コーホート 要因法	<p>各コーホート(ある年(期間)に生まれた集団のこと)について、「自然増減」(出生と死亡)及び「純移動」(転出入)という二つの「人口変動要因」それぞれについて将来値を仮定し、それに基づいて将来人口を推計する方法。</p> <p>要因別に仮定値を設定するため、コーホート変化率法と比較して一定の精度が期待できる。一方で、小規模な地域ではサンプルが少ないとことから、対象地域の仮定値の設定が難しく、推計値の振れ幅が大きくなる傾向がある。</p>

*実績値 住民基本台帳及び外国人登録人口 各年5月1日

推計値 実績値を基にしたコーホート変化率法<過去5年実績参照>・コーホート要因法<過去3年実績参考・過去5年実績参考>による推計

【参考：国立社会保障・人口問題研究所（2018年）「日本の将来推計人口－平成29年推計の解説および条件付推計」（人口問題研究資料第337号）】

○予測としての将来人口推計

……人口変動を含め、社会科学が対象とする事象について「予測」を行うということは、未来を言い当てるという種類の予測、すなわち予報をするということとは異なる。天体の軌道や天候などと違って、社会経済は人間が変えていくものであるから、われわれの今後の行動しだいで無数の展開の可能性を持っており、現在において定まった未来というものは存在しない。したがって、科学的にそれを言い当てるという行為もあり得ないだろう。すなわち、将来の社会経済を予測することは、標本データから母集団の未知の平均値を推定するといった作業とは本質的に異なるものである。すなわち、推定すべき真の値はわからないのではなく、（まだ）存在しないのである。そして、何よりわれわれ人間は、しばしば望ましくない予測がその通りに実現しないように行動するのであるから、この場合の予測に求められる正確性とは、その通りに実現するという性質ではないことがわかる。

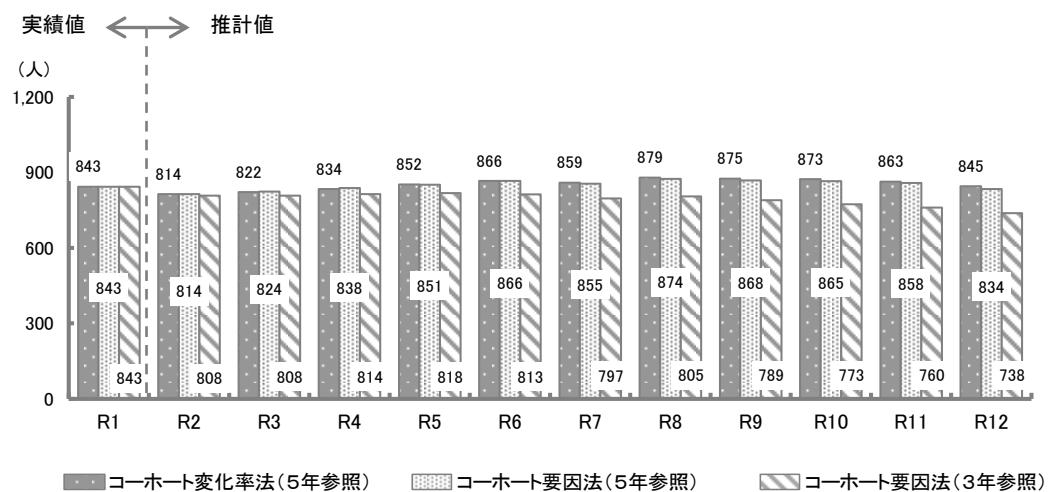
したがって、一般に社会科学における科学的予測とは、結果として将来を言い当てることに役割があるのでなく、科学的妥当性のある前提の下に、今後に何が起こりうるかを示すことを目的としている。将来人口推計についても同様であり、人口動態事象（出生、死亡、ならびに人口移動）の現在までの趨勢を前提として、それが帰結する人口の姿を提示することを役割としている。



那加第一小学校

所 在 地		各務原市那加手力町 22 番地 5
創 立		明治 6 (1917) 年 4 月
校舎建設年度		昭和 39 (1964) 年
耐震補強		平成 24 (2012) 年
建物面積	校舎面積	6,787 m ²
	保有控除面積	50 m ²
	校 舎	-
	格技場	-
校地面積	体 育 館	1,168 m ²
	部 舎	-
	建物敷地	23,805 m ²
	運動 場	12,205 m ²
	そ の 他	4,099 m ²
	借 用 地	-
	計	40,109 m ²

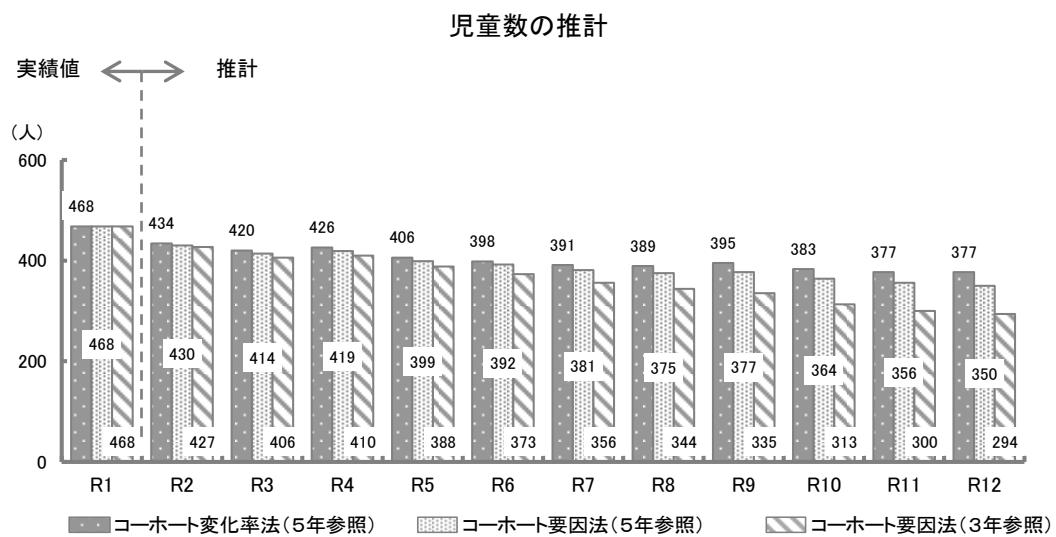
児童数の推計



- 児童数は、令和12年まで大きな減少なく推移することが推計されている。
- 令和12年まで、児童数が小規模校の範囲を超えていたため、当分の間、当該校についての適正化を行っていく必要はないと考えられる。

那加第二小学校

所 在 地		各務原市那加雲雀町 1 番地
創 立		昭和 15 (1940) 年 4 月
校舎建設年度		昭和 45 (1970) 年
耐震補強		平成 22 (2010) 年
建物面積	校舎面積	5,637 m ²
	保有控除面積	257 m ²
	校 舎	-
	格技場	-
校地面積	体 育 館	1,035 m ²
	部 舎	-
	建物敷地	13,752 m ²
	運動 場	16,747 m ²
その他	そ の 他	-
	借 用 地	-
	計	30,499 m ²



○児童数は、減少傾向が続く推計となっている。

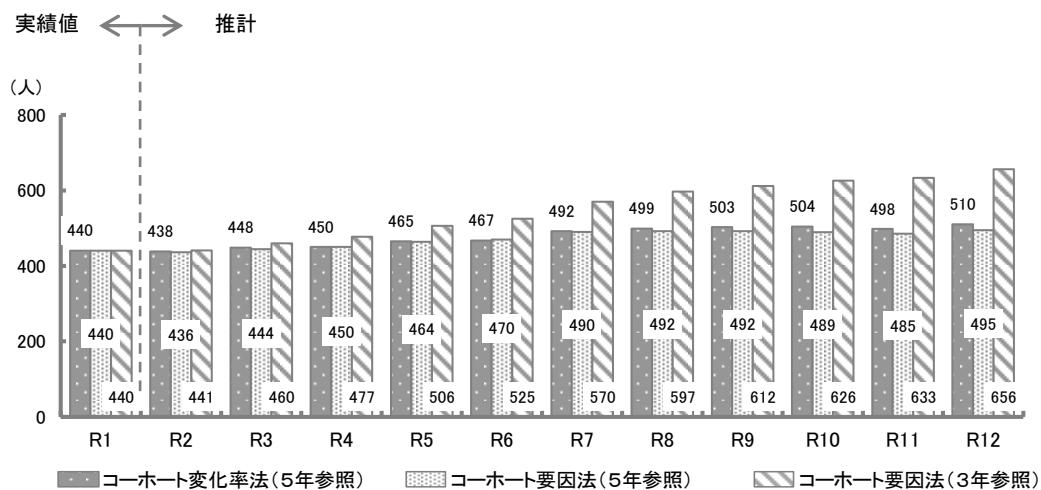
○令和12年まで、児童数が小規模校の範囲を超えていたため、当分の間、当該校についての適正化を行っていく必要はないと考えられる。

3

那加第三小学校

所 在 地		各務原市那加東亜町1番地1
創 立		昭和26(1951)年4月
校舎建設年度		昭和47(1972)年
耐震補強		平成19(2007)年
建物面積	校舎面積	4,826 m ²
	保有控除面積	校 舎 71 m ²
		格技場 -
	体 育 館	930 m ²
校地面積	部 室	-
	建物敷地	10,390 m ²
	運動場	9,150 m ²
	その 他	-
	借 用 地	-
計		19,540 m ²

児童数の推計

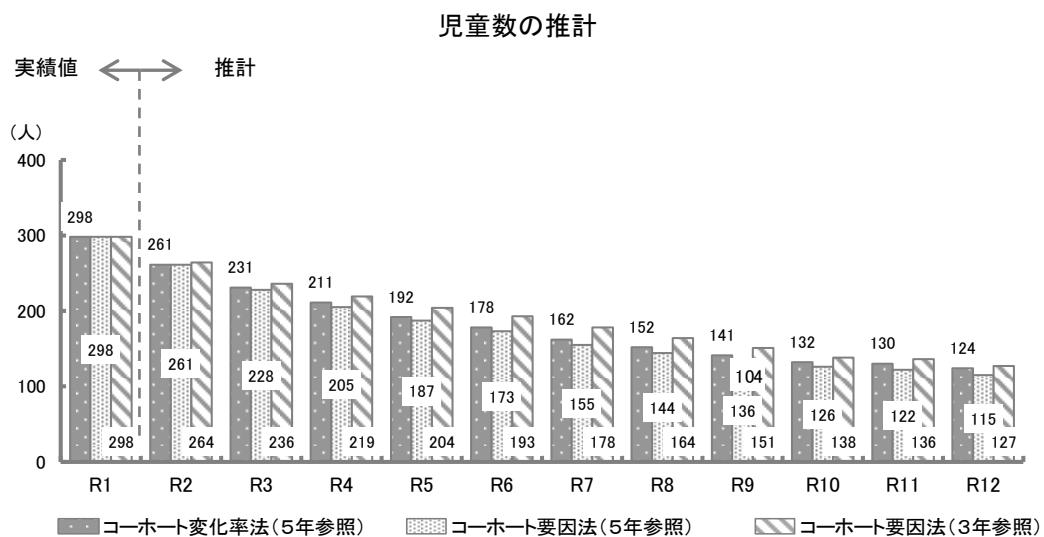


○児童数は、推計方法によって幅をもっているが、安定的に推移する推計となっている。

○令和12年まで、児童数が小規模校の範囲を超えていたため、当分の間、当該校についての適正化を行っていく必要はないと考えられる。

4 尾崎小学校 ● ● ● ● ●

所 在 地		各務原市尾崎南町3丁目2番地
創 立		昭和51(1976)年4月
校舎建設年度		昭和50(1975)年
耐震補強		平成22(2010)年
建物面積	校舎面積	5,085 m ²
	保有控除面積 校 舎	256 m ²
	格技場	-
	体 育 館	866 m ²
校地面積	部 室	-
	建物敷地	9,980 m ²
	運動場	12,800 m ²
	その 他	22,646 m ²
	借 用 地	-
計		45,426 m ²

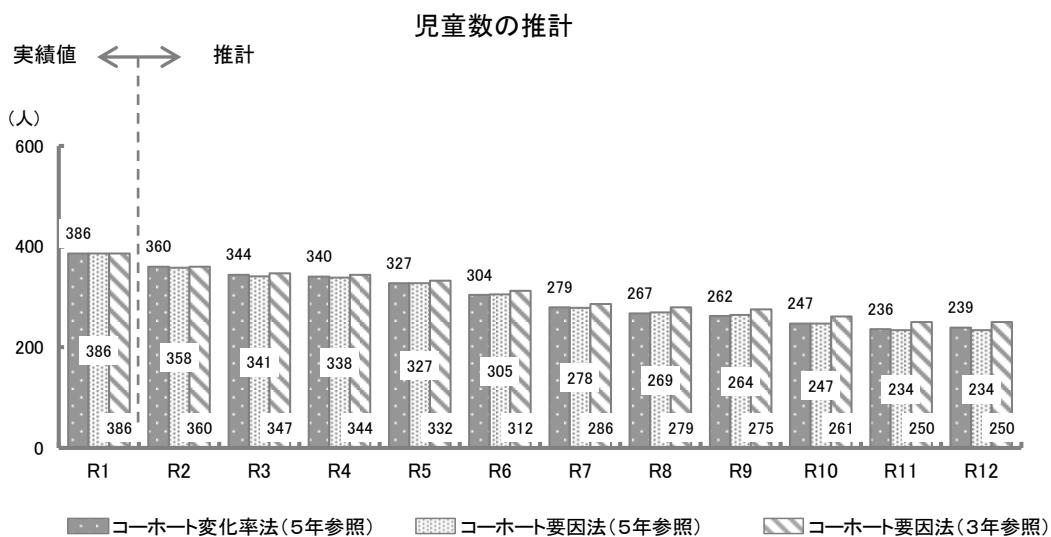


○児童数は、減少傾向が続く推計となっている。

○向こう10年において、ほとんどの推計値において児童数が小規模校の範囲を上回っていることから、校区の地域性等を活かし、単独で学校運営を行っていく。ただし、今後推計値を上回る児童数の減少が見られる場合は、保護者や地域等との共通理解を踏まえて、学校規模の適正化、適正配置を図る手立てを検討していく必要がある。

○児童数の推計を注視しながら、中長期的に検討を行っていく。

所 在 地		各務原市大佐野町1丁目233番地
創 立		昭和38(1963)年4月
校舎建設年度		昭和39(1964)年
耐震補強		平成24(2012)年
建物面積	校舎面積	5,312 m ²
	保有控除面積	校 舎 268 m ²
		格技場 -
	体 育 館	1,276 m ²
校地面積	部 室	-
	建物敷地	9,166 m ²
	運動場	10,296 m ²
	その 他	954 m ²
	借 用 地	2,505 m ²
計		22,921 m ²

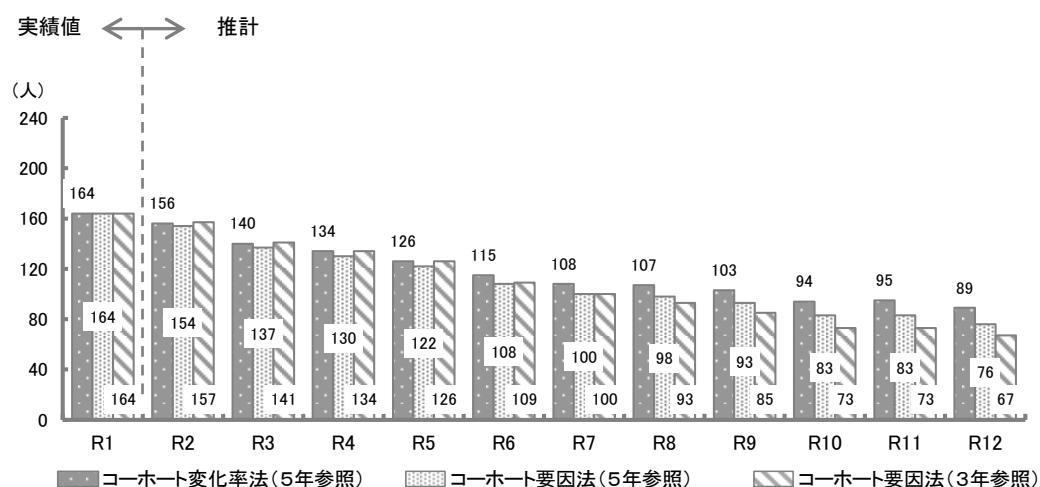


○児童数は、減少傾向が続く推計となっている。

○令和12年まで、児童数が小規模校の範囲を超えていたため、当分の間、当該校についての適正化を行っていく必要はないと考えられる。

所 在 地		各務原市前渡西町 1393 番地
創 立		明治 6 (1917) 年 2 月
校舎建設年度		昭和 44 (1969) 年
耐震補強		平成 23 (2011) 年
建物面積	校舎面積	3,428 m ²
	保有控除面積	校 舎 70 m ²
		格技場 -
	体 育 館	924 m ²
校地面積	部 室	-
	建物敷地	7,673 m ²
	運動 場	7,853 m ²
	そ の 他	-
	借 用 地	-
計		15,526 m ²

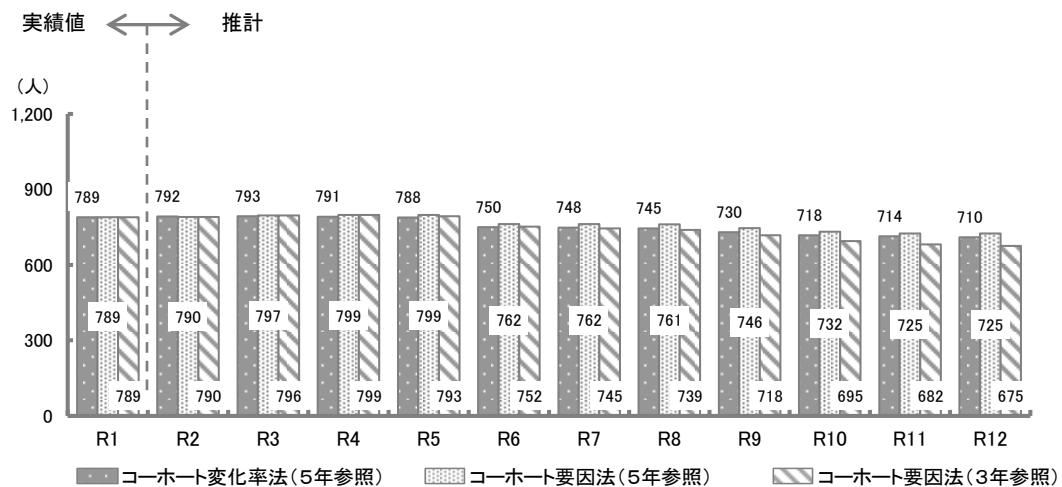
児童数の推計



- 児童数は、減少傾向が続く推計となっている。
- 短期的には、小規模校のメリットを活かすとともに、デメリットの解消策や緩和策を検討・実施し、教育の機会均等や質の維持・向上を図る必要がある。
- 令和6年には、いずれの推計方法においても児童数が120人を下回るもの、当該地区は令和2年度から市街化調整区域の規制緩和が実施され、人口流入が予測されることから、単独で学校運営を行っていく。ただし、規制緩和後も児童数の減少に改善が見られない場合は、保護者や地域等との共通理解を踏まえて、学校規模の適正化、適正配置を図る手立てを検討する必要がある。

所 在 地		各務原市川島河田町 1041 番地 3	
創 立		明治 6 (1917) 年 4 月	
校舎建設年度		昭和 50 (1975) 年	
耐震補強		平成 25 (2013) 年	
建物面積	校舎面積	6,024 m ²	
	保有控除面積	校 舎	1,090 m ²
		格技場	-
	体 育 館		1,210 m ²
	部 室		-
校地面積	建物敷地		10,129 m ²
	運動 場		11,618 m ²
	そ の 他		104 m ²
	借 用 地		-
	計		21,851 m ²

児童数の推計

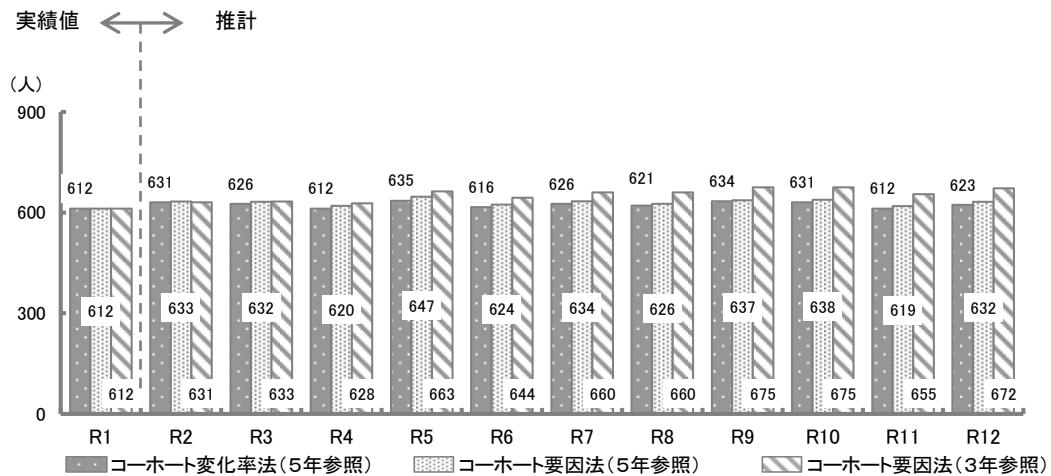


○児童数は、令和6年以降緩やかに減少していく推計となっている。

○令和12年まで、児童数が小規模校の範囲を超えていたため、当分の間、当該校についての適正化を行っていく必要はないと考えられる。

所 在 地		各務原市鵜沼西町4丁目179番地
創 立		明治6(1917)年2月
校舎建設年度		昭和46(1971)年
耐震補強		平成18(2006)年
建物面積	校舎面積	5,358 m ²
	保有控除面積	校 舎 274 m ²
		格技場 -
	体 育 館	826 m ²
校地面積	部 室	-
	建物敷地	8,038 m ²
	運動場	11,735 m ²
	その 他	635 m ²
	借 用 地	-
計		20,408 m ²

児童数の推計



○児童数は、増減を繰り返しながら、現状を維持する推計となっている。

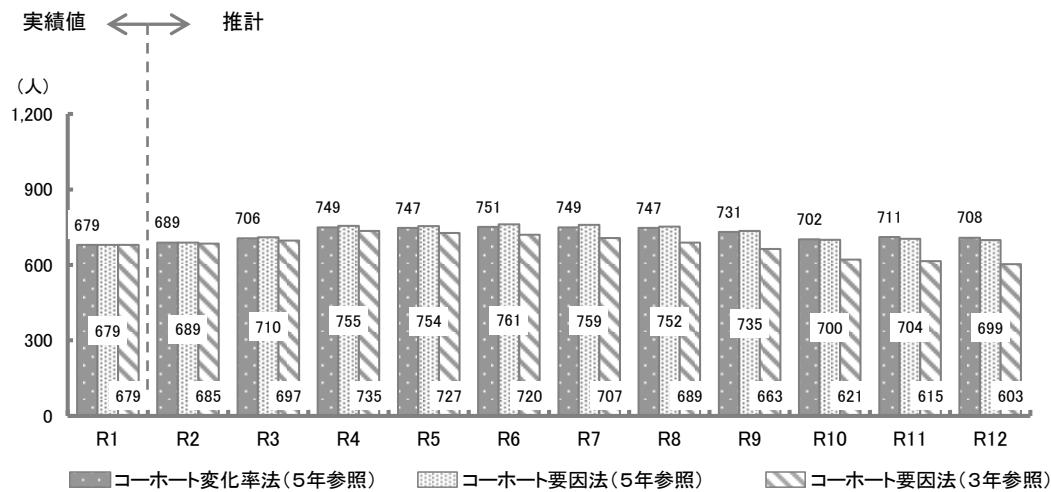
○令和12年まで、児童数が小規模校の範囲を超えていたため、当分の間、当該校についての適正化を行っていく必要はないと考えられる。

q

鵜沼第二小学校

所在地		各務原市鵜沼各務原町2丁目260番地
創立		昭和24(1949)年4月
校舎建設年度		昭和45(1970)年
耐震補強		平成22(2010)年
建物面積	校舎面積	5,778 m ²
	保有控除面積	127 m ²
	校舎	-
	格技場	-
	体育館	1,081 m ²
校地面積	部室	-
	建物敷地	6,321 m ²
	運動場	8,836 m ²
	その他	-
	借用地	-
計		15,157 m ²

児童数の推計



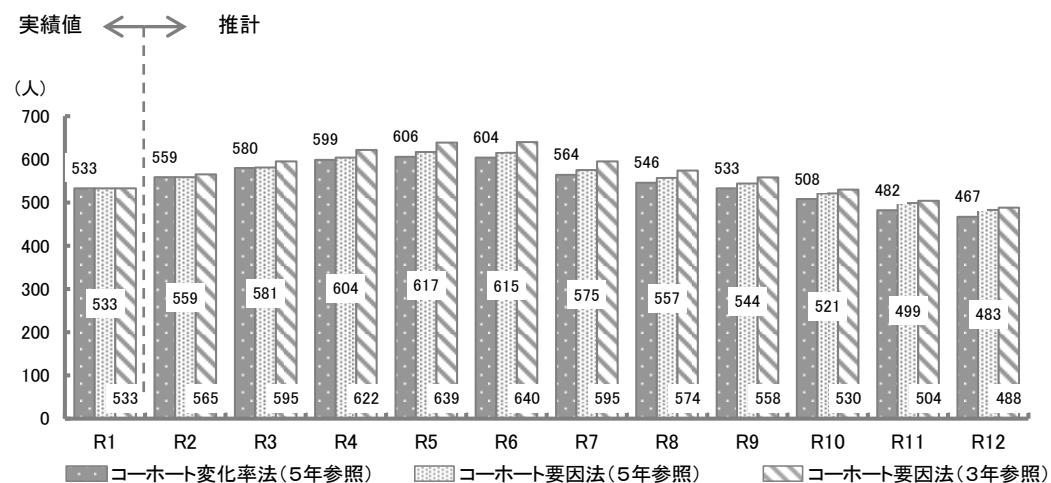
○児童数は、令和7年まで増加するが、令和8年以降は推計方法によって幅をもっているが、安定的に推移する推計となっている。

○令和12年まで、児童数が小規模校の範囲を超えていたため、当分の間、当該校についての適正化を行っていく必要はないと考えられる。

10 鵜沼第三小学校

所 在 地		各務原市新鵜沼台4丁目1番地
創 立		昭和49(1974)年4月
校舎建設年度		昭和48(1973)年
耐震補強		平成25(2013)年
建物面積	校舎面積	5,994 m ²
	保有控除面積	校 舎 247 m ²
		格技場 -
	体 育 館	867 m ²
校地面積	部 室	-
	建物敷地	10,618 m ²
	運動場	9,312 m ²
	その 他	-
	借 用 地	-
計		19,930 m ²

児童数の推計

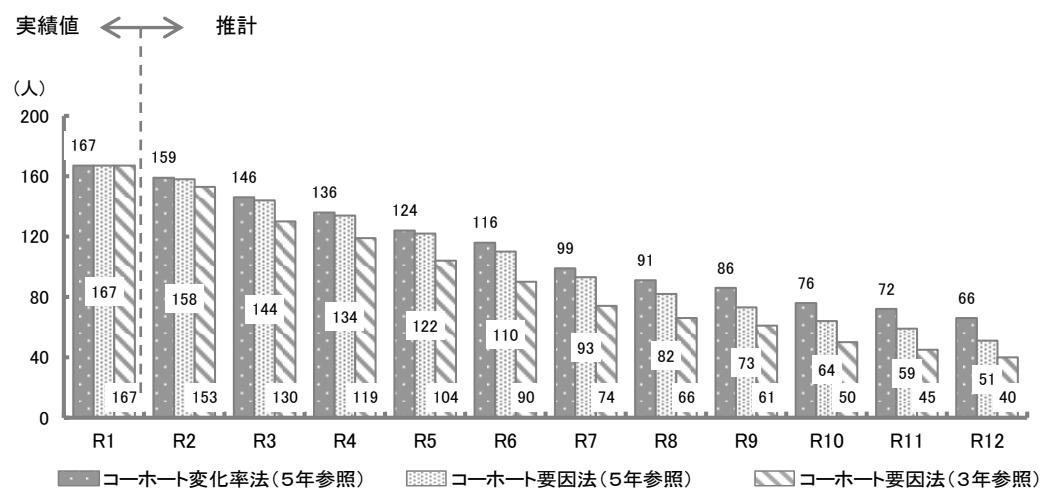


○児童数は、令和6年以降減少していく推計となっている。

○令和12年まで、児童数が小規模校の範囲を超えていたため、当分の間、当該校についての適正化を行っていく必要はないと考えられる。

所在地		各務原市緑苑北1丁目26番地
創立		昭和51(1976)年4月
校舎建設年度		昭和50(1975)年
耐震補強		-
建物面積	校舎面積	4,961 m ²
	保有控除面積	校舎 232 m ²
		格技場 -
	体育館	867 m ²
校地面積	部室	-
	建物敷地	11,000 m ²
	運動場	8,936 m ²
	その他	18,730 m ²
	借用地	-
計		38,666 m ²

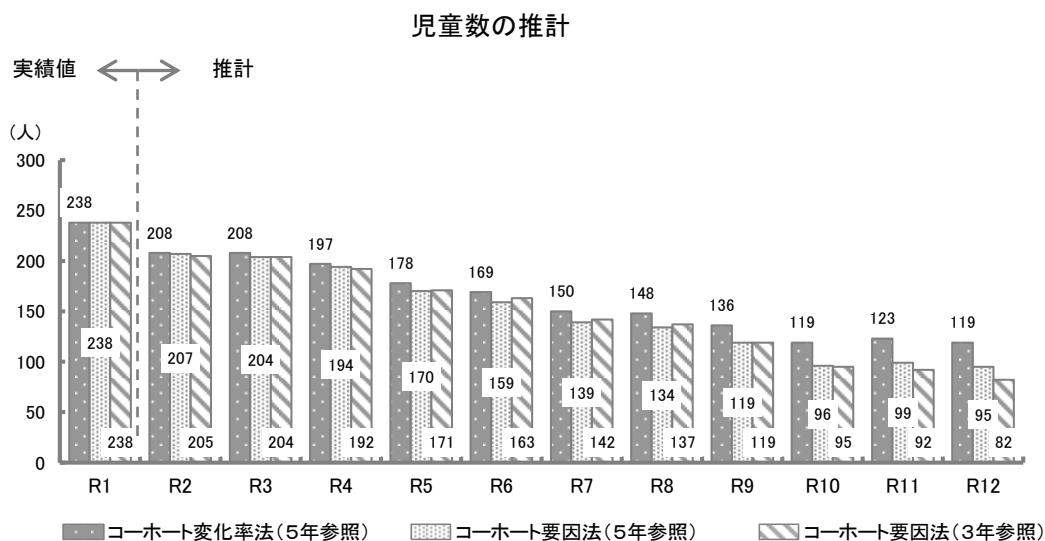
児童数の推計



- 児童数は、減少傾向が続く推計となっている。
- 短期的には、小規模校のメリットを活かすとともに、デメリットの解消策や緩和策を検討・実施し、教育の機会均等や質の維持・向上を図る必要がある。
- 令和6年には、いずれの推計方法においても児童数が120人を下回るもの、昭和40年代から50年代にかけて造成された住宅地は、近い将来、住民の世代交代の過渡期を迎え、子育て世帯が徐々に流入する可能性があることから、単独で学校運営を行っていく。ただし、児童数の減少に改善が見られない場合は、保護者や地域等との共通理解を踏まえて、学校規模の適正化、適正配置を図る手立てを検討する必要がある。

12 八木山小学校 • • • • •

所 在 地		各務原市つつじが丘1丁目1番地
創 立		昭和 52 (1977) 年 4 月
校舎建設年度		昭和 51 (1976) 年
耐震補強		平成 24 (2012) 年
建物面積	校舎面積	4,364 m ²
	保有控除面積	259 m ²
	校 舎	-
	格技場	-
校地面積	体 育 館	858 m ²
	部 舎	-
	建物敷地	10,379 m ²
	運動 場	8,575 m ²
その 他	そ の 他	2,850 m ²
	借 用 地	-
計		21,804 m ²



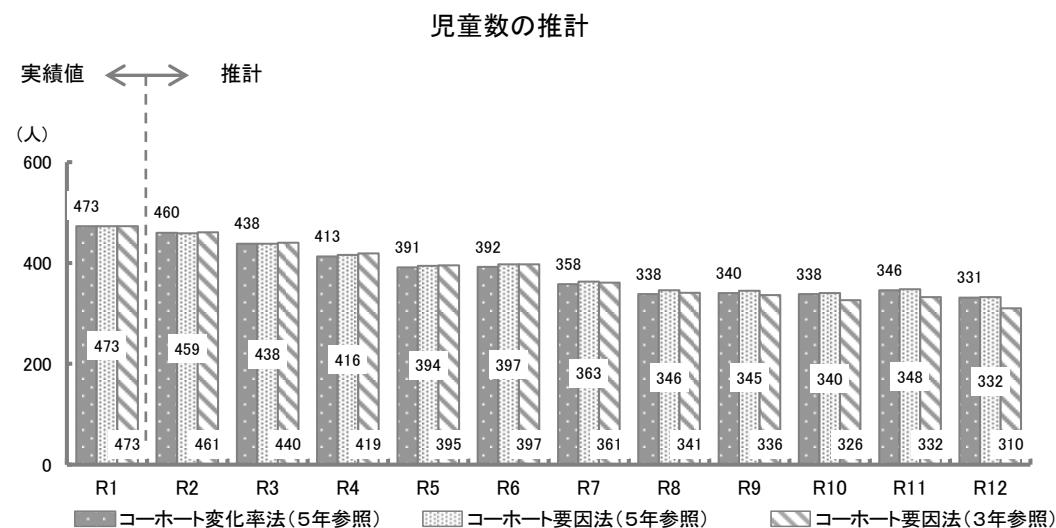
○児童数は、減少傾向が続く推計となっている。

○令和10年には、いずれの推計方法においても児童数が120人を下回るもの、昭和40年代から50年代にかけて造成された住宅地は、近い将来、住民の世代交代の過渡期を迎え、子育て世帯が徐々に流入する可能性があることから、現在の校区の地域性等を活かし、単独で学校運営を行っていく。

○児童数の推計に注視しながら、中長期的に検討を行っていく。

I3 陵南小学校 ● ● ● ● ●

所 在 地		各務原市鵜沼大伊木町4丁目425番地
創 立		昭和59(1984)年4月
校舎建設年度		昭和58(1983)年
耐震補強		-
建物面積	校舎面積	4,714 m ²
	保有控除面積	校 舎 262 m ²
		格技場 -
	体 育 館	903 m ²
	部 室	-
校地面積	建物敷地	14,182 m ²
	運動場	8,932 m ²
	その 他	15,022 m ²
	借 用 地	-
	計	38,136 m ²

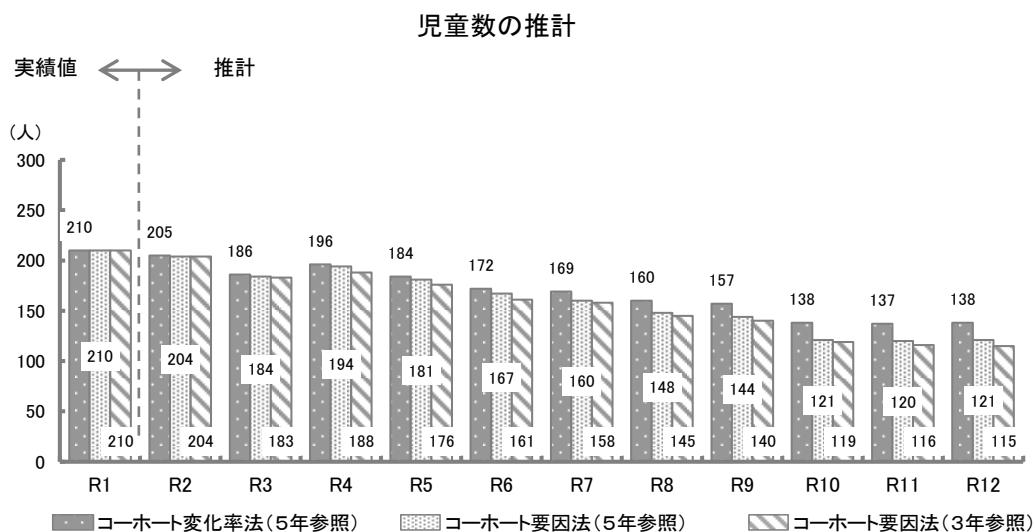


○児童数は、令和5年まで減少傾向が続き、令和6年以降は増減を繰り返しながらも、全体としては徐々に減少していく推計となっている。

○令和12年まで、児童数が小規模校の範囲を超えていたため、当分の間、当該校についての適正化を行っていく必要はないと考えられる。

14 各務小学校 ● ● ● ● ●

所 在 地		各務原市各務おがせ町4丁目7番地
創 立		明治6（1917）年3月
校舎建設年度		昭和43（1968）年
耐震補強		平成22（2010）年
建物面積	校舎面積	4,164 m ²
	保有控除面積 校 舎	84 m ²
	格技場	-
	体 育 館	937 m ²
校地面積	部 室	-
	建物敷地	7,005 m ²
	運動 場	8,524 m ²
	そ の 他	-
	借 用 地	-
計		15,529 m ²



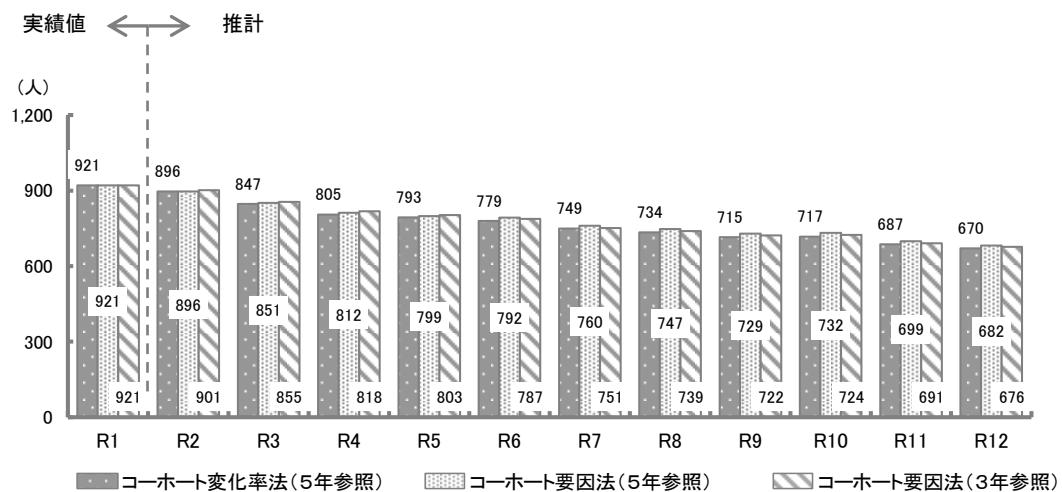
○児童数は、減少傾向が続く推計となっている。

○向こう10年において、2つの推計方法において児童数が小規模校の範囲を上回っていることから、現在の校区の地域性等を活かし、単独で学校運営を行っていく。ただし、今後推計値を上回る児童数の減少が見られる場合は、保護者や地域等との共通理解を踏まえて、学校規模の適正化、適正配置を図る手立てを検討していく必要がある。

○児童数の推計に注視しながら、中長期的に検討を行っていく。

所 在 地		各務原市蘇原野口町1丁目1番地
創 立		明治6(1917)年1月
校舎建設年度		昭和32(1957)年
耐震補強		平成21(2009)年
建物面積	校舎面積	7,402 m ²
	保有控除面積	83 m ²
	校 舎	-
	格技場	-
校地面積	体 育 館	1,307 m ²
	部 舎	-
	建物敷地	10,438 m ²
	運動場	8,800 m ²
	そ の 他	-
	借 用 地	594 m ²
	計	19,832 m ²

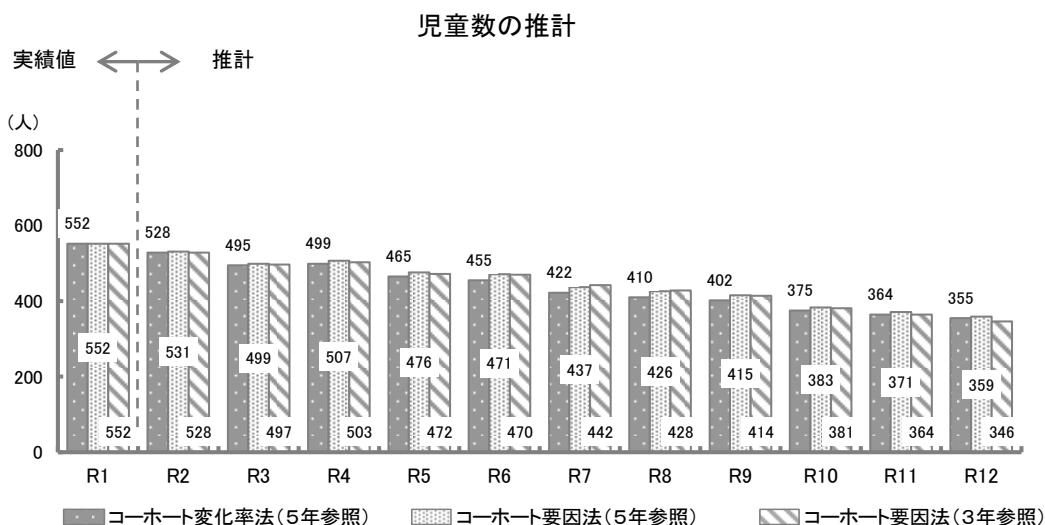
児童数の推計



○児童数は、減少傾向が続く推計となっている。

○令和12年まで、児童数が小規模校の範囲を超えていたため、当分の間、当該校についての適正化を行っていく必要はないと考えられる。

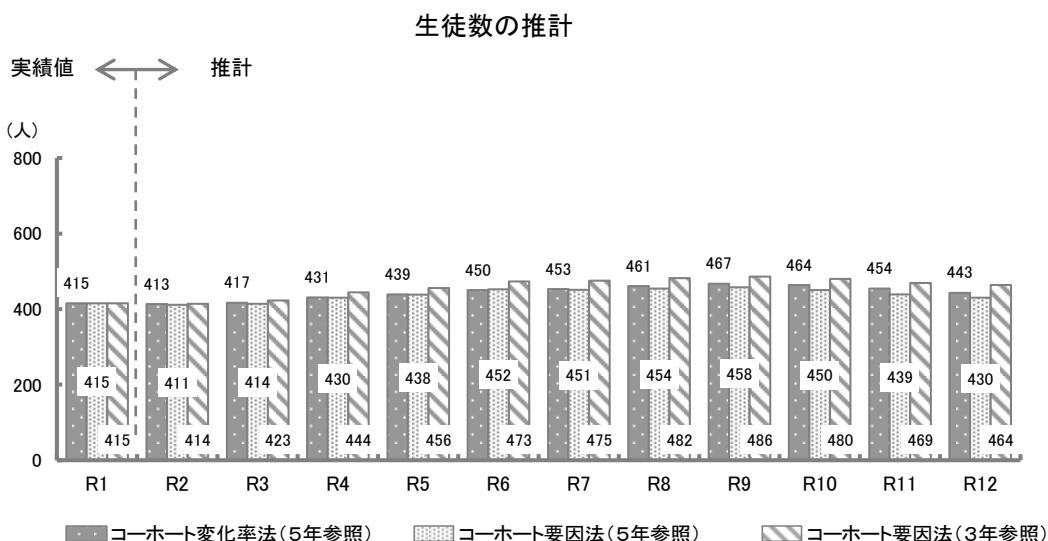
所 在 地		各務原市蘇原沢上町1丁目19番地
創 立		昭和47(1972)年4月
校舎建設年度		昭和46(1971)年
耐震補強		平成20(2008)年
建物面積	校舎面積	5,848 m ²
	保有控除面積	96 m ²
	校 舎	-
	格技場	-
校地面積	体 育 館	880 m ²
	部 舟	-
	建物敷地	8,286 m ²
	運動場	10,586 m ²
	そ の 他	297 m ²
	借 用 地	-
	計	19,169 m ²



○児童数は、減少傾向が続く推計となっている。

○令和12年まで、児童数が小規模校の範囲を超えていたため、当分の間、当該校についての適正化を行っていく必要はないと考えられる。

所 在 地		各務原市各務西町4丁目302番地
創 立		昭和53(1978)年4月
校舎建設年度		昭和52(1977)年
耐震補強		-
建物面積	校舎面積	4,887 m ²
	保有控除面積	校 舎 109 m ²
		格技場 -
	体 育 館	866 m ²
校地面積	部 室	-
	建物敷地	12,319 m ²
	運動場	8,948 m ²
	その 他	737 m ²
	借 用 地	-
計		22,004 m ²

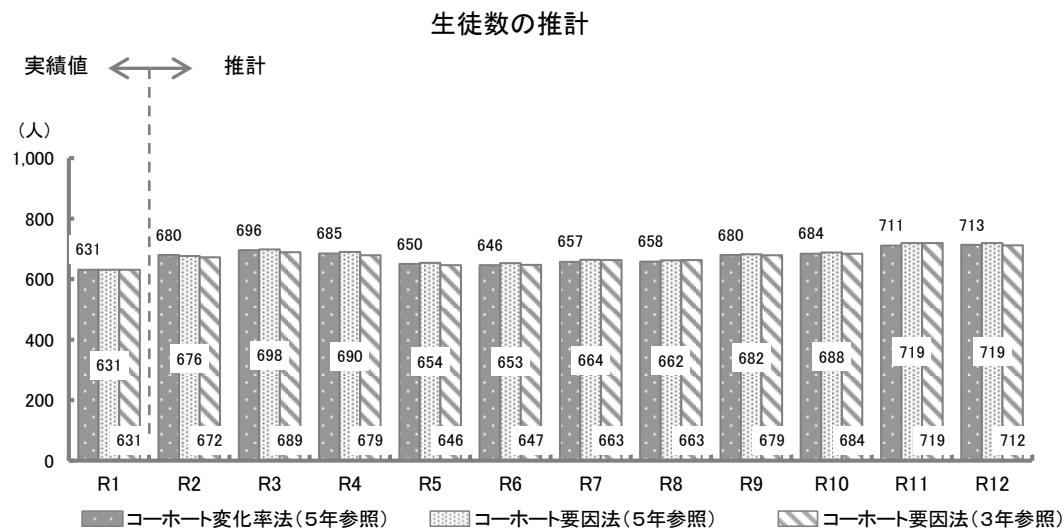


○児童数は、多少の増減はあるが、安定的に推移する推計となっている。

○令和12年まで、児童数が小規模校の範囲を超えていたため、当分の間、当該校についての適正化を行っていく必要はないと考えられる。

18 那加中学校 ● ● ● ● ●

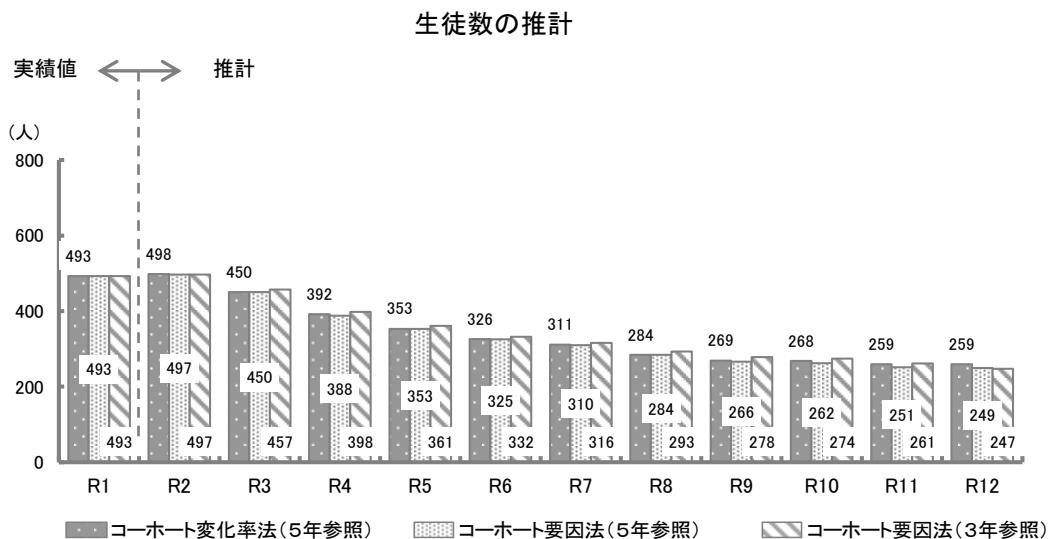
所 在 地		各務原市那加東町 48 番地
創 立		昭和 22 (1947) 年 5 月
校舎建設年度		昭和 35 (1960) 年
耐震補強		平成 24 (2012) 年
建物面積	校舎面積	7,637 m ²
	保有控除面積 校 舎	229 m ²
	格技場	506 m ²
	体 育 館	1,532 m ²
	部 室	118 m ²
校地面積	建物敷地	15,115 m ²
	運動場	29,363 m ²
	その 他	895 m ²
	借 用 地	-
	計	45,373 m ²



○生徒数は、増減を繰り返しながら、現状を維持する推計となっている。

○令和 12 年まで、生徒数が小規模校の範囲を超えていたため、当分の間、当該校についての適正化を行っていく必要はないと考えられる。

所 在 地		各務原市那加不動丘1丁目77番地
創 立		昭和61(1986)年4月
校舎建設年度		昭和60(1985)年
耐震補強		-
建物面積	校舎面積	7,703 m ²
	保有控除面積	325 m ²
	校 舎	538 m ²
	格技場	
	体 育 館	1,231 m ²
校地面積	部 室	118 m ²
	建物敷地	16,892 m ²
	運動場	21,731 m ²
	そ の 他	-
	借 用 地	-
計		38,623 m ²

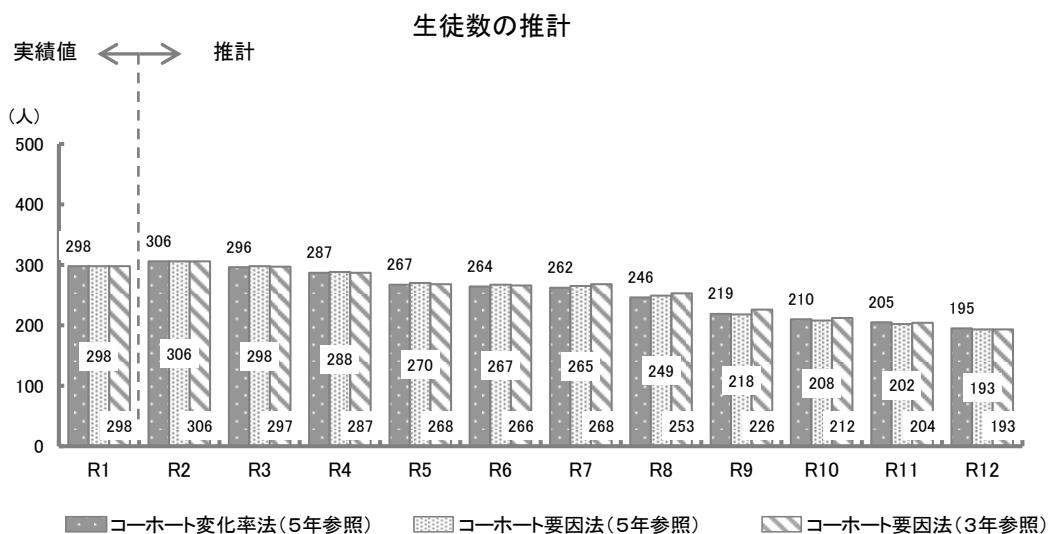


○生徒数は、減少傾向が続く推計となっている。

○令和12年まで、生徒数が小規模校の範囲を超えていたため、当分の間、当該校についての適正化を行っていく必要はないと考えられる。

20 稲羽中学校 ● ● ● ● ●

所 在 地		各務原市上戸町5丁目40番地
創 立		昭和33(1958)年9月
校舎建設年度		昭和33(1958)年
耐震補強		平成23(2011)年
建物面積	校舎面積	5,250 m ²
	保有控除面積	88 m ²
	校 舎	510 m ²
	格技場	
	体 育 館	1,076 m ²
校地面積	部 室	101 m ²
	建物敷地	14,780 m ²
	運動場	10,222 m ²
	そ の 他	-
	借 用 地	3,249 m ²
計		28,251 m ²

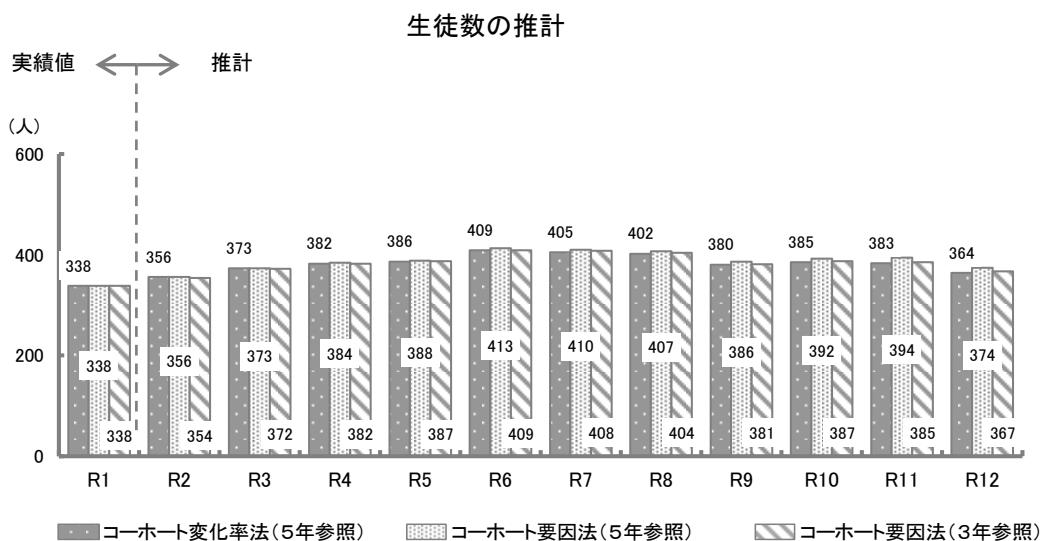


○生徒数は、減少傾向が続く推計となっている。

○令和12年まで、生徒数が小規模校の範囲を上回っていることから、校区の地域性等を活かし、単独で学校運営を行っていく。

21 川島中学校 ● ● ● ● ●

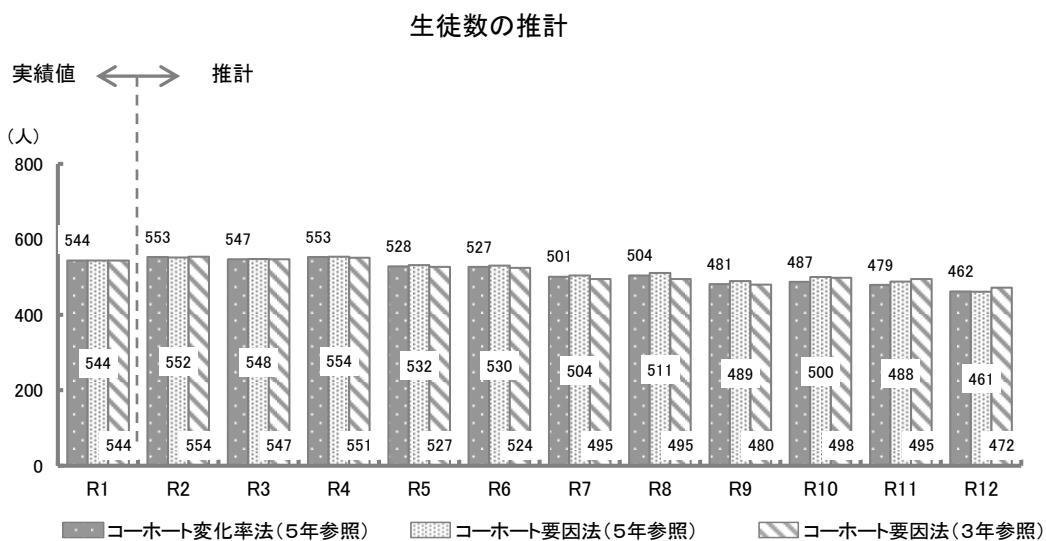
所 在 地		各務原市川島河田町 1028 番地 1
創 立		昭和 22 (1947) 年 4 月
校舎建設年度		昭和 39 (1964) 年
耐震補強		平成 23 (2011) 年
建物面積	校舎面積	5,275 m ²
	保有控除面積	251 m ²
	校 舎	541 m ²
	格技場	
	体 育 館	1,324 m ²
校地面積	部 室	98 m ²
	建物敷地	4,469 m ²
	運動 場	6,530 m ²
	そ の 他	-
	借 用 地	-
計		10,999 m ²



- 生徒数は、令和6年まで増加し、令和7年以降緩やかに減少する推計となっている。
- 向こう10年において、生徒数が小規模校の範囲を超えていたため、当分の間、当該校についての適正化を行っていく必要はないと考えられる。

22 鵜沼中学校 ● ● ● ● ●

所 在 地		各務原市松が丘 2 丁目 100 番地
創 立		昭和 22 (1947) 年 5 月
校舎建設年度		昭和 36 (1961) 年
耐震補強		平成 21 (2009) 年
建物面積	校舎面積	7,941 m ²
	保有控除面積 校 舎	322 m ²
	格技場	499 m ²
	体 育 館	1,354 m ²
校地面積	部 室	101 m ²
	建物敷地	8,057 m ²
	運動 場	25,724 m ²
	そ の 他	5,994 m ²
	借 用 地	-
計		39,775 m ²

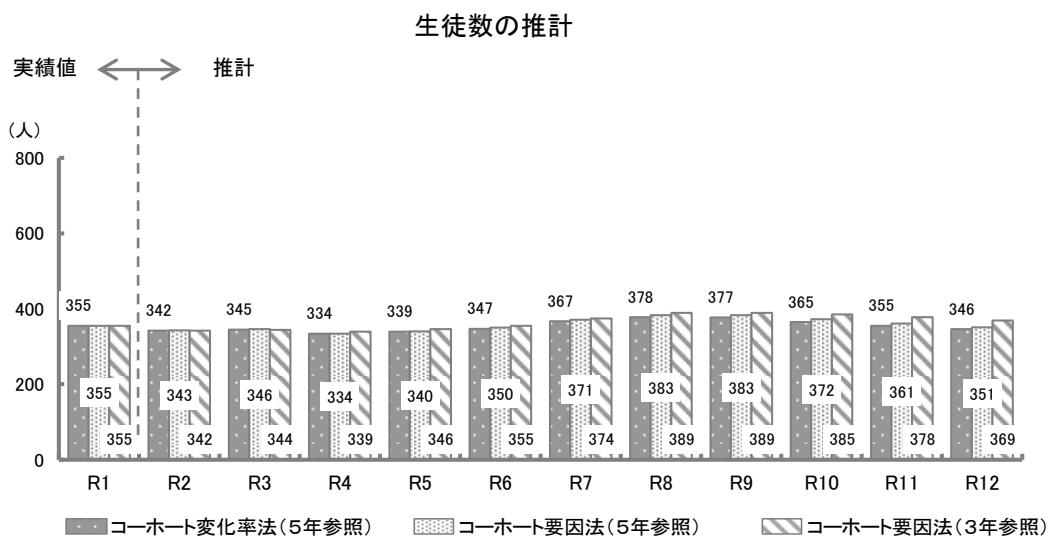


○生徒数は、減少傾向が続く推計となっている。

○令和12年まで、生徒数が小規模校の範囲を超えていたため、当分の間、当該校についての適正化を行っていく必要はないと考えられる。

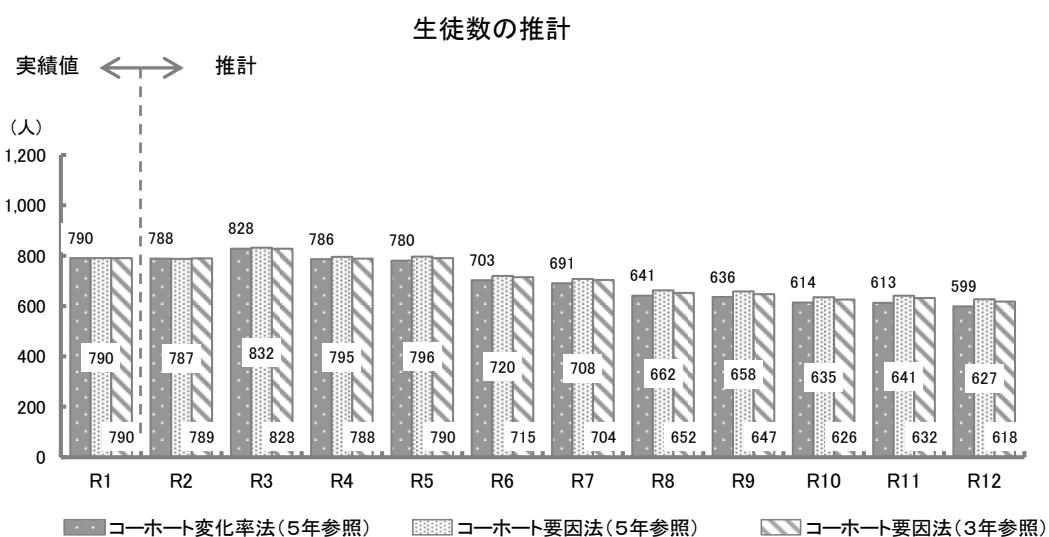
23 緑陽中学校 ● ● ● ● ●

所 在 地		各務原市緑苑北1丁目4番地
創 立		昭和53(1978)年4月
校舎建設年度		昭和52(1977)年
耐震補強		平成25(2013)年
建物面積	校舎面積	6,694 m ²
	保有控除面積 校 舎	250 m ²
	格技場	513 m ²
	体 育 館	1,050 m ²
校地面積	部 室	59 m ²
	建物敷地	10,000 m ²
	運動場	27,959 m ²
	その 他	32,517 m ²
	借 用 地	-
計		70,476 m ²



- 生徒数は、令和9年まで増加し、令和10年以降は減少する推計となっている。
- 令和12年まで、生徒数が小規模校の範囲を超えていたため、当分の間、当該校についての適正化を行っていく必要はないと考えられる。

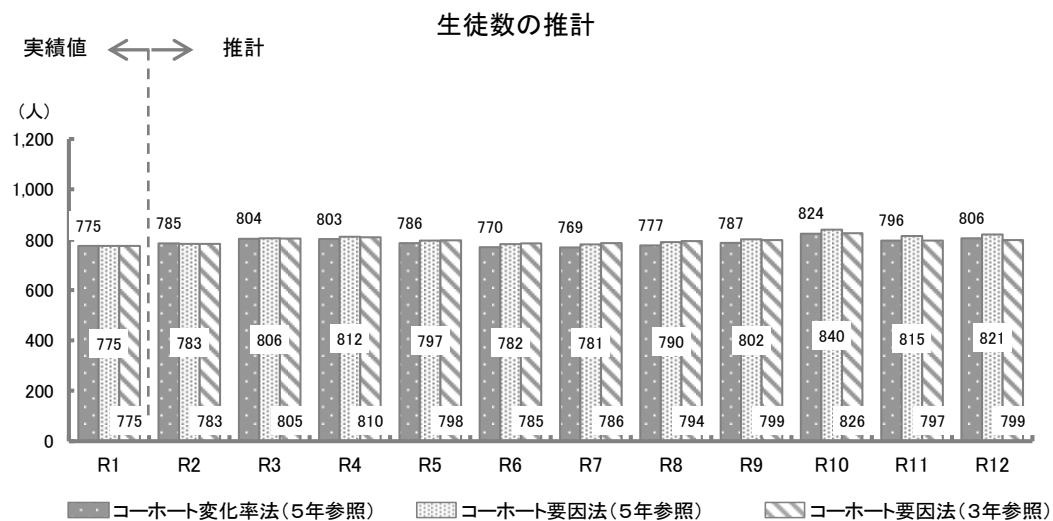
所 在 地		各務原市蘇原青雲町1丁目10番地
創 立		昭和22(1947)年5月
校舎建設年度		昭和41(1966)年
耐震補強		平成24(2012)年
建物面積	校舎面積	7,062 m ²
	保有控除面積	283 m ²
	校 舎	567 m ²
	格技場	
	体 育 館	1,556 m ²
校地面積	部 室	137 m ²
	建物敷地	12,465 m ²
	運動場	13,516 m ²
	そ の 他	548 m ²
	借 用 地	1,290 m ²
計		27,819 m ²



○生徒数は、減少傾向が続く推計となっている。

○令和12年まで、生徒数が小規模校の範囲を超えていたため、当分の間、当該校についての適正化を行っていく必要はないと考えられる。

所 在 地		各務原市各務西町4丁目358番地1
創 立		昭和54(1979)年4月
校舎建設年度		昭和53(1978)年
建物面積	校舎面積	7,636 m ²
	保有控除面積	100 m ²
	校 舎	511 m ²
	格技場	
	体 育 館	1,050 m ²
校地面積	部 室	101 m ²
	建物敷地	11,116 m ²
	運動場	20,451 m ²
	そ の 他	7,941 m ²
	借 用 地	-
計		39,508 m ²



- 生徒数は、多少の増減はあるが、安定的に推移する推計となっている。
- 令和12年まで、生徒数が小規模校の範囲を超えていたため、当分の間、当該校についての適正化を行っていく必要はないと考えられる。

VII. 学校の適正配置を円滑に進めるための取組

学校の適正配置を進めるに当たっては、児童生徒数の推移、通学距離、地理的条件、地域の事情などを十分考慮し、当該地域の保護者や地域住民との話し合いを行いながら段階的に進めていく。

なお、前述のとおり、適正化すべき小規模校の範囲を、小・中学校ともに、学級数が6学級以下で児童生徒数120人以下と規定しているものの、児童生徒数の推移がその範囲を下回る状況になる時点では必ず適正化を行うものではなく、その学校の将来的な児童生徒数の傾向や、小規模校のデメリットを緩和する取組などの状況を見極めながら柔軟に対応することが望ましい。

(1) 地元説明会の開催

適正化検討対象校の保護者や地域住民に対する説明会を開催して、学校の規模適正化や適正配置の必要性、適正配置に向けた環境整備について理解と協力を得る。

(2) 地域協議会の設置

学校の適正配置に向け、保護者代表、地域代表、学校関係者、教育委員会等からなる協議組織を設置し、適正化の取組の手法や、実施時期、スケジュール、通学路の安全対策や地域の伝統文化を活かした教育活動など協議を行い、地域ごとの実施計画を策定する。

(3) 準備委員会の設置

学校やPTA、地域のコミュニティ組織など、適正化対象校の関係者で構成する適正化の推進組織を設置し、校名や校歌、校章の作成など、実施計画に基づいて、適正化に必要な事項について協議を行う。

適正化に向けた検討の流れ

適正化に関する取組の周知

- ・令和2年6月各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画の策定
- ・将来予測、適正化に向けた手法等の情報提供



検討開始時期

- ・児童生徒数や学級数の状況において、具体的にどのような教育上の課題があるかについて総合的な観点から検討を行い、保護者や地域等との共通理解を図りながら対応

保護者・地域との話し合い

①保護者・地域への説明

- ・学校の規模適正化や適正配置の必要性の説明
- ・今後の進め方
- ・地域協議会の設置

②地域協議会の設置

- ・委員構成（保護者代表、地域代表、学校関係者、教育委員会等）
- ・地域における学校の位置づけの確認
- ・適正化の手法、統合等の組合せ、適正化に伴う課題と対策
- ・実施時期、スケジュール
- ・学校の位置、通学路の安全対策
- ・災害時の避難所、施設の地域開放
- ・地域力を活かした教育、学校運営の在り方の検討

③保護者・地域への報告

- ・地域協議会で話し合った結果について

④決定内容を文書化

- ・当該地域の「実施計画」



実施計画に基づく取組

⑤準備委員会の設置（保護者・地域との協議）

- ・統合
 - ・小中一貫教育の導入
 - ・通学区域の変更（通学路の整備、安全点検の検討）
 - ・合同授業の拡充（教育課程、学校行事、学校間の移動手段の検討）
- 新設校の開校準備、通学路の整備、
校舎の設計・建設等の検討

VIII. 計画のまとめについて

1. 学校の適正化について

児童生徒数の推計によると、少子化の影響を受け児童生徒数は減少傾向にある。特に、尾崎小学校、稲羽東小学校、緑苑小学校、八木山小学校、各務小学校においては、それぞれに状況が異なるものの、近い将来、適正化すべき小規模校に該当する可能性がある。しかしながら、早急に学校規模の適正化に向けた検討を開始する必要があるとは考えにくく、引き続き注視をしていく。

また、適正化すべき小規模校に該当することで、必ず学校規模の適正化を実施するものではない。児童生徒の学校生活において、小規模校の課題が顕在化していないかを慎重に見極めながら、小規模校の良さを活かす方策や、課題を緩和する方策を重点的に推進し、十分な教育環境の確保に努める。それにもかかわらず、教育環境の悪化が懸念される状況においては、保護者や地域の方々の声に耳を傾け、共通理解を図りながら、学校規模の適正化を検討・実施するものとする。

2. 計画の見直し

市立小中学校の適正規模及び適正配置の検討には、児童生徒数や学校施設の老朽化状況、教育内容や財政状況、地域コミュニティへの影響等、現在から将来にわたる様々な要因が絡み合うものである。

今後、教育制度や教育環境の変容、社会情勢の変化、児童生徒数の将来予測を踏まえて、本計画を見直すものとする。

資 料 編

学校適正規模・適正配置等に関する基本計画策定委員会委員名簿

◆平成31年/令和元年度（12名）

役 職	氏 名	分 野	所 属
委員長	服部 哲明	学識経験者	朝日大学 教授
副委員長	服部 吉彦	学識経験者	中部学院大学 教授
委員	木村 徹之	自治会連合会	各務原市自治会連合会 会長
委員	松岡 節夫	自治会連合会	各務原市自治会連合会 副会長
委員	水上 将司	自治会連合会	各務原市自治会連合会 副会長
委員	坂井 俊郎	自治会連合会	各務原市自治会連合会 副会長
委員	中川 輝秋	保護者	各務原市P T A連合会 会長
委員	柳生 裕子	保護者	各務原市P T A連合会 学年学級委員長
委員	鷺見 隆司	学校	各務原市立小学校校長会 会長
委員	江口 雅明	学校	各務原市立中学校校長会 会長
委員	越智 正孝	地域	市民公募
委員	山田 安重	地域	市民公募

会議開催の経緯

◆平成31年/令和元年度

	開催日	審議内容
第1回	令和元年 6月25日	<ul style="list-style-type: none">・「各務原市立小学校・中学校の適正規模に関する基本方針意見書」の内容について・小中学校の適正配置（通学条件）の基準について
第2回	令和元年 8月21日	<ul style="list-style-type: none">・「各務原市立小学校・中学校の適正規模に関する基本方針意見書」の内容について・小中学校の適正配置（通学条件）の基準について・学校規模の適正化を図る手立ての方向性について
第3回	令和元年10月25日	<ul style="list-style-type: none">・学校規模の適正化を図る手立ての方向性について
第4回	令和元年11月29日	<ul style="list-style-type: none">・各務原市学校適正規模・適正配置等に関する基本計画（素案）について
第5回	令和2年 3月17日	<ul style="list-style-type: none">・地区別説明会の報告について・基本計画案への反映について